

官報

号外 昭和六十一年十一月六日

○第百七回 衆議院會議録 第十二号

昭和六十一年十一月六日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和六十一年十一月六日

午後二時開議

第一 特定地域中小企業対策臨時措置法案(内閣提出)

第二 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
議員請暇の件
昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)
昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○谷垣一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)、昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

午後七時二分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

有馬元治君から、十一月九日から十九日まで十一日間、木間章君、佐藤徳雄君、関山信之君、馬場昇君及び山下八洲夫君から、十一月十日から十九日まで十一日間、斎藤斗志二君及び椎名素夫君から、十一月十三日から二十日まで八日間、北川正恭君から、十一月十三日から二十二日まで十日間、右いづれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(原健三郎君) 昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)、昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長砂田重民君。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書
昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書
昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

○砂田重民君 たいだいま議題となりました昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る十月三十一日本委員会に付託され、同日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、一昨十一月四日から本六日まで三日間質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。一般会計につきましては、歳出において、公共事業関係費の追加、民間活力活用推進対策費、中小企業等特別対策費の計上、給与改善費、北洋漁業救済対策費、国民健康保険特別交付金、その他義務的経費の追加など、合計一兆四千三十五億円を追加計上いたしておりますが、他方、既定経費の節減のほか、国債費の減額、予備費の減額及び地方交付税交付金の減額により、一兆六千六百七十三億円の修正減少を行うこととしたしております。

歳入においては、租税及び印紙収入の減額、日本銀行納付金の減額、前年度剰余金の受け入れ、建設公債の追加発行などにより、二千六百三十八億円の修正減少となっております。

この結果、昭和六十一年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも、当初予算に対し二千六百三十八億円減少して、五千三百八十二億四千八百円となります。

特別会計につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計など十六特別会計について所要の補正を行うこととしたしております。

また、政府関係機関につきましては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について所要の補正を行うこととしたしております。

なお、一般会計及び特別会計において、内需を中心とした景気の拡大等を図るため、一般公共事業に係る国庫債務負担行為四千五百二十三億円を追加計上することとしたしております。

次に、質疑のうち、主なものについて概要を申し上げます。

まず、景気対策及び経済見通しについては、「昨年秋季以降、急速に円高が進み、円高不況、デフレ傾向が著しくなり、また、大幅な貿易黒字のため、経済摩擦が生じ、生産調整、雇用調整を余儀なくされる業種も出てきたが、これに対する政府の対策はどうか」と、「政府の経済見通し、実質成長率四％を達成するのは、種々の指標から見て非常に厳しい状況にあるのではないか」との質疑に対し、政府から、「政府としては、補正予算においては、八年ぶりに一般公共事業に対し建設国

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号

昭和六十一年度一般會計補正予算(第一号)外二案

債の発行を行つてまで景氣対策を進めようとしており、来年度にわたつてもさらに種々の施策を推進したいと考えている。また、「政府が三兆六千億円の総合経済対策を積極的に進めていく」ということを国民の方々に御理解をいただければ、投資、消費等に力を出してくれるものと考えられ、このたびの公定歩合の引き下げと相まって、相当の効果を經濟に与えるものと期待しており、四多實現に向けてこれからもきめ細かく対策を講じていきたい旨の答弁がありました。

また、税制改革について、「今回出された税制の抜本的見直しについての政府税制調査会の答申では、新型間接税の三類型、なかんずく日本型附加価値税が提案されているが、これは、首相の選挙中の公約やこれまでの答弁に反するものである。その大型間接税は採用しないと国民に明言すべきではないか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「税制抜本改革の主眼は、税の増収をもくろむものではなく、ひずみやゆがみ、不公平感、重税感を直して正常化しようとするものである。今度の答申は、決めるべき要素は少なく、国民や政党の選択に任せる姿勢が中心であると思われ、新型間接税がこれまでの発言に反するかどうかは具体案のき方によるが、多段階、包括的、網羅的、普遍的といった投網式にならないよう、相当な限定性を持つものはどうかという余地が残っている。混合型もあり得るし、いろいろな選択がある。現在、自民党税調に公約に反しないよう注意深く検討することをお願いしており、議論の終局的なおさまりがどうなるか、国民各層の意思がどう反応するか、その世論の帰趨と最終的にでき上がったものを見て判断すべきだと考えている旨の答弁がありました。

以上のほか、財政再建問題、所得税等の年内減税問題、円ドル相場に関する日米共同発表、円高差益の還元、円高不況対策などの経済問題、米ソ首脳会談、米中間選挙、対ソ外交、経済援助のあり方などの外交問題、SDI、いわゆる戦略防

衛構想、「防衛計画の大綱」別表の見直しなどの防衛問題、地方財政対策、国際放送の充実策、その他国政の各般にわたつて熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと思います。

かくて、本日質疑終了後、三案を一括して討論に付しましたところ、政府原案に対し、自由民主党を代表して今井勇君から賛成、日本社会党・護憲共同を代表して菅直人君から反対、公明党・国民会議を代表して長田武士君から反対、民社党・民主連合を代表して木下敬之助君から反対、日本共産党・革新共同を代表して寺前巖君から反対の意見が述べられました。

討論終了後、引き続き採決を行いました結果、昭和六十一年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。菅直人君。

〔菅直人君登壇〕

○菅直人君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となっております昭和六十一年度補正予算三案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

今回の補正予算は、対外経済摩擦の激化、そして、昨年来の急激な円高による景氣の後退に対処するため、政府が九月十九日に決定した総合経済対策に基づいて提案されたものであると受けとめております。我々も、今日の経済状況において緊急に内需拡大につながる財政措置が必要だとする認識においては共通する考えを持っています。しかし、今回の補正予算とその裏づけとなる総合経済対策は、余りにも時期を失したものであり、かつ、その内容も不十分、不適切であつて、反対するものであります。

きから、社会、公明、民社、社民連の野党四党は、内需の大幅拡大を柱とする修正要求を行つてきました。中曽根政府は、財政再建を理由に我々の要求に耳をかさず、緊縮型の予算を強行しました。そのため、貿易摩擦が激化する一方、急激な円高ショックが我が国を襲つてきました。こうした状況の中で、我々は円高対策の必要性を強く訴えてきたのであります。これに対し中曽根内閣は、一たんは円高対策を理由として、六月二日臨時国会を召集したにもかかわらず、その冒頭に解散に打つて出るといふ暴挙を行い、そのために、本格的な円高対策は今日まで行われず、政策転換の決定的なおくれを招いたものであります。

この間、さらに進行した円高は、輸出関連の中、小零細企業は言うに及ばず、製造業の基幹部門である鉄鋼、造船、非鉄金属、炭鉱などにおいても極めて深刻な状況を招いています。さらに、比較的対応力を持つとされる電機、自動車関連企業も、円高の是正が進まない状況の中で、次々と工場、海外移転を計画し、実施に移し始めています。まさに産業の空洞化が急激に進行していると言えます。

私は、産業構造の転換が長期的には避けられないとしても、このような急激な産業空洞化の進行は雇用状況の悪化を招くことになり、社会不安を起すかねず、何としても避けねばならないと考えています。このように、中曽根内閣は、当初予算において内需拡大に力を入れたかつたという第一の誤りに加えて、個別臨時的解散を行うために、円高対策に決定的なおくれをもたらすという第二の誤りを犯したものであり、その責任は重大であると言わざるを得ません。(拍手)

今回の補正予算は、おくれはせながら我々が主張してきた内需拡大の方向に政府が方針転換をしようとしていると見ることができます。しかし、その中身は、以下の点で全く不十分であります。その第一は、我々が内需拡大の最大の柱として主張してきた所得税減税、政策減税が全く盛り込

まれているというところであります。

三月四日の与野党幹事長・書記長会談での合意を受けて、十月十六日には、本年中の減税を実施すると明確に約束されているわけであり、しかも、それを忠実に実行するのが与野党と政府の責任ある態度であると考えます。そして、本年中に減税を実施するのであれば、与野及び政府は、補正予算に減税案を組み入れなければならないとの四野党の要求を受け入れるのが本筋であります。しかし、補正予算での措置にかわる野党合意を実施するための方策を明らかにしないまま、自民党は野党の要求を受け入れず、政府は減税案を補正予算に組み入れなかったのはまことに遺憾であると言わざるを得ません。(拍手)現在、本年中の減税実施に向けての与野党の話し合いはさらに継続中であり、内需拡大の大きな柱が個人消費の拡大であり、そのかなめとなるのが減税であることを十分考慮に入れて、公党間の約束が責任を持って実行されんことを強く要請するものであります。

また、中曽根総理は、選挙中大型間接税を導入しないという公約をされました。選挙中の公約をないがしろにすることは、民主主義の信頼を失わせしめるものであります。我々は大型間接税導入に強く反対することを改めて表明するものであります。(拍手)

反対理由の第二は、公共投資を内需拡大につなげるための土地政策が全く抜け落ちていたこととあります。最近の首都圏を中心とする地価の高騰は、公共事業においても、また個人の住宅取得においても、大半の費用が土地代金に消えるという結果になっており、内需に対する波及効果は著しく小さいものとなっております。今日の地価の高騰は、まじめに働くサラリーマンにとつて、幾ら長期のローンを組んでも土地つきの住宅取得が不可能になったことを意味します。宮澤大蔵大臣は資産倍増論を唱えられているようですが、狭い土地に家を持つ

人にとって、地価が倍になり、数字の上で資産が倍増したからといって、生活の質は全く変わるものではない。中曾根総理は無責任に民生活を叫び、都心の地価高騰をもち、その買いかえ需要が郊外の地価を急激に押し上げています。公共事業費や住宅投資を効果的に内需拡大につなげる上でも、抜本的な地価政策を欠いた今回の総合経済政策とそれに基づく補正予算は全く不十分で、反対であります。

反対理由の第三は、昭和六十五年度特例国債依存からの脱却という今では全く不可能な目標が足かせとなつて、無理に無理を重ねた結果、非常にゆがんだ財政運営が続けられ、矛盾が拡大しているということであります。

景気の後退によって、税収は国税で一兆一千二百億円の減額補正がされておりますが、その景気の後退を招いた大きな原因は、内需拡大を怠った政府の財政運営にあると言えます。また、その税収減などの歳入不足を賄うため、四千五百億円の地方交付税交付金を減額補正し、地方に負担を転嫁する措置をとり、さらに、本来ならば減税に回すべき四千四百億円の前年度剰余金を補正予算の歳入に受け入れる措置を実施しています。これらの措置は政府の財政運営のゆがみを象徴するものであります。内需拡大を目指したはずの補正予算が、税収減によって結局は二千六百億円の減額補正になってしまっているのは、政策的失敗と言わざるを得ません。

以上、本補正予算に反対する主な理由を述べまして、私の反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 今井勇君。

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題となっております昭和六十一年度補正予算案三案に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

戦後、廃墟の中から立ち上がり、国民のたゆまざる努力により、今日、自由主義諸国の中で第二

の経済大国となった我が国にとって、今や世界経済の動向は、国内経済と表裏一体をなす極めて重要なものとなっております。先進諸国は、依然として米国の財政赤字、各国の大幅な対外不均衡、西欧諸国の厳しい雇用情勢等の課題を抱えており、他方、国内においては、諸外国から内需の拡大による早急なる対外不均衡の是正を求められており、同時に、昨年後半から始まった急激な円高は、製造業を初め中小企業に大きな影響を与え、一刻も放置できない状況となっております。

このような経済情勢の中で、内需を中心とした景気の浮揚を図り、雇用の安定を確保し、あわせて対外収支の均衡を図るには、九月十九日に政府が決定した公共投資を柱とする総額三兆六千億円の補正予算は、この総合経済政策を実施するため公共事業費等を追加するほか、人事院勧告の実施に伴う給与費の追加など、予算成立後に生じたやむを得ざる事由に基づき、特に緊要となった事項等について所要の措置を講じようとするものであります。

以下、本補正予算に賛成する理由を申し上げます。その第一は、災害復旧事業費及び一般公共事業費の追加であります。

災害復旧事業につきましては、本年も台風十号を初めとして多くの自然災害が発生し、幾多の人命や貴重な財産が失われましたことはまことに痛ましい限りでありまして、被災地の方々には衷心よりお見舞いを申し上げる次第であります。初年度の復旧進捗を昨年度と同様に従来より速めるなど万全を期することとし、四千六百億円の計上いたしております。また、これとは別に、一般公共事業費として千三百三十億円の計上いたしておりますが、これに国庫債務負担行為及び地方自治体負担分を加えた一般公共事業の事業規模は八千五百億円となり、災害復旧費をも加

えた公共事業の追加総事業規模は一兆四千億に達するものであります。

これらの公共事業費の追加措置は、公定歩合の引き下げ等の金融緩和措置による効果と相まって、内需の拡大、景気の持続的拡大等に大きく寄与するものとして高く評価するものであります。これらの措置の効果は最大限に引き出し、確かなものとするためには、早急な実施とともに、執行に当たっては円高不況地域等に重点的に配分するなど、きめ細かな配慮を払うことが肝要であります。

理由の第二は、中小企業対策費の追加であります。

昨年来よりの円高等内外の経済環境の急激な変化による影響は、中小企業、とりわけ輸出関連企業に集中し、売り上げ減少の拡大、在庫の積み増し等影響の度合いが高まっており、こうした状況を反映して、一部では雇用調整の動きも見られる事態となっております。本補正予算においては、特に深刻かつ集中的な影響を受けている地域の中、小企業に対し、構造転換等を支援するための特別融資制度を創設するとともに、昨年十二月以降数次にわたって講じてまいりました各種の中小企業特別調整対策を拡充、延長するための種々のきめ細かな措置を講ずることとして、このための経費が計上されております。これにより、中小企業が現下の厳しい状況に対応し得る環境の整備が一段と進むものと高く評価いたしますのであります。

理由の第三は、財政再建路線の堅持についてであります。

本補正予算は、歳出面において可能な限り既定経費の節減に努めるとともに、予備費の減額、さらには、普通国債償還財源の予算繰り入れを行わないことによる国債費の減額を行い、また、歳入面においては、臨時異例の措置として前年度純剰余金の不足財源への充当を行うなど、税収及び税外収入が当初見通しより一兆二千五百三十三億円の減額したにもかかわらず、歳入歳出面にわたり

最大限の努力を行い、特例公債の増発を回避し、財政再建路線を堅持した政府の姿勢は高く評価すべきものであります。

理由の第四は、公務員の給与改善に必要な経費を計上したことであります。

本年度は、八月に行われた人事院勧告どおり、公務員給与を四月にさかのぼり二・三％引き上げることとしており、六年ぶりにアップ率、実施時期ともに完全実施したということであります。今回の措置は、極めて厳しい財政事情にもかかわらず、公務員が生活の安定を通じて職務に専念することを期待して行ったものでありまして、公務員各位も、政府の意とするとともに沿って国民への奉仕に一層努力を傾注されんことを切に望むものであります。(拍手)

以上、四点にわたり補正予算に対する賛成の理由を申し述べましたが、膨大な貿易黒字を減らし、内需振興を図りながら、内外需の均衡ある経済体制を整えるためには、なお多くの時間を要することは言うまでもありません。国際社会の中で経済大国として生きていくためには、輸出志向型の経済構造を転換し、産業の高度化、生産の国際分業化を図りながら諸外国との信頼を基調とした政策が不可欠であり、また、このような産業構造の転換を基調とした我が国の経済政策に対し、諸外国の期待と関心が強いことは、さきの東京サミットあるいはその後の七カ国蔵相・中央銀行総裁会議等一連の国際会議を見ても明らかであります。

政府におかれましては、かかる見地に立つて中長期的な政策を推進せられ、我が国経済がさらに発展できるよう、この際、特に注意を喚起して、賛成の討論をいたします。(拍手)

○議長(原健三郎君) 橋本文彦君。

〔橋本文彦君登壇〕

○橋本文彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和六十一年度補正予算案三案について、反対の討論を行うものであります。(拍手)

昭和六十一年十一月十六日 衆議院會議録第十二号

昭和六十一年度一般會計補正予算(第1号)外二案

二五四

最初に、私は、補正予算案の提出を今日まで遅延し、円高不況の相を深めさせた政府・自民党の責任について申し上げざるを得ないのであります。

我々は、本年の通常国会以来、再三にわたって景気の後退を指摘し、補正予算の早期提出を初め景気対策の実施を迫ってまいりました。ところが、政府・自民党は、長期的な円高メリットを強調し、景気の拡大基調を主張するのみでありました。しかも、衆参同日選挙を強行し、長期の政治空白をつくり、総合経済対策も九月十九日までおくらせてしまったのであります。

我が国経済は、対外的には経済摩擦の拡大が懸念される一方で、国内的には著しい円高の影響が産業全般へ広がっております。中小企業の円高倒産は増加の一途をたどり、失業雇用不安も次第に高まりつつある実情にあります。私は、円高による景気後退の事実を認めず、景気を著しく後退させ、事態をますます深刻化させた政府・自民党の責任をまづ厳しく追及するものであります。

(拍手)

今回の補正予算によって、法人税収を中心に一兆七千億円の税収の減額修正を余儀なくされたのも、政府が実効ある内需拡大策を怠った結果にほかならないのであります。ようやくのことです。提出された補正予算案であります。その内容については、景気浮揚効果を初め多くの問題点を指摘せざるを得ないのであります。

以下、本補正予算案に反対する主な理由を申し上げます。

第一は、本補正予算案に所得税減税及び政策減税が盛り込まれていないこととあります。

公明党は、本年度当初予算の審議に当たって、円高不況を防ぐとともに経済摩擦の緩和を図るために、強力な内需の拡大策の実施を訴えてまいりました。そして、その具体策として所得税、住民税の大幅減税、住宅、パートなどの政策減税を強

く主張し、予算案の修正を迫ったのであります。残念ながら、政府・自民党は、私どもの要求に謙虚に耳を傾けようとしなかったものであります。しかし、共産党を除く四野党の粘り強い要求の結果、三月四日の与野党幹事長・書記長会談において、六十一年中の所得税減税、政策減税の実施が確約され、第四通通常国会中に成案を得ることが合意されたのであります。

ところが、政府・自民党は、六十一年度の税制の抜本改正を理由に、与野党間の合意を踏みにじり続けたのであります。再三にわたる与野党間の折衝によって、十月十六日の与野党国会対策委員長会談においては、六十一年中の所得税減税及び政策減税の実施が改めて確認されたのであります。ここでも円高不況の様相が広がっている事態を見るにつけ、本年度前半における大幅減税が必要であったことを痛感するものであります。政府・自民党が与野党間の合意を尊重するというのであれば、少なくとも本補正予算案に所得税減税及び政策減税が盛り込まれるのが筋であったのであります。

議院制民主政治のもとにあっては、公党間の約束はあくまでも尊重されるべきであり、政府・自民党の態度は極めて遺憾であると言わざるを得ません。現在、与野党の政調・政策会長の間で、六十一年中の所得税減税及び政策減税の実施に向けて努力がなされております。私は、この際、政府・自民党に対し、与野党間の合意をあくまでも尊重するよう強く要求するものであります。

(拍手)

反対する理由の第二は、円高不況を防ぐために思い切った内需拡大策が必要であるにもかかわらず、本補正予算案では極めて中途半端な対策しか講じられていないこととあります。

本補正予算案では、景気浮揚を図る上で重要な一般公共事業関係の追加はわずかに千三百三十億円でとどめられ、一般公共事業の大半は六十一年度予算の先食いである国庫債務負担行為とされているのであります。財政投融資や地方単独事

業の追加措置を織り込んではいらぬものの、景気対策が著しくおくれ、事態が深刻化している現段階においては、この程度の一般公共事業の追加では、さき述べてた所得税減税及び政策減税の見送りとあわせて、景気浮揚効果はほとんどないと言わざるを得ないのであります。民間金融機関では、今回の補正予算による実質GNPの押し上げ効果はわずかに〇・四割にすぎないと試算しているほどであります。結局、本年度の実質経済成長率は二割台に落ち込むことは必至と見なければならず、内需の拡大がかけ声倒れに終わるならば、対外経済摩擦の緩和も困難であると言わなければなりません。

現在、我が国は、欧米先進国から見ても著しくおくれしている社会資本の整備が急務となっております。私は、長期的展望に立って、特に住宅、住環境の整備に積極的に取り組むべきであり、この方向に沿って本補正予算案においても、建設国債を財源として大幅に社会資本整備のための一般公共事業費を追加すべきであると思っております。政府の消極的な経済財政運営が著しい円高不況を招き、対外経済摩擦の引き金となったことは明らかであります。私は、この事実を厳しく反省し、思い切った積極財政に転換するよう強く主張するものであります。

反対する第三の理由は、円高不況の様相が徐々に広まりつつある中で、苦境に立たされている中小企業や雇用不安に対する強力な対策が欠けていることとあります。

負債総額一千万円以上の円高倒産は、昨年の十一月以来既に四百三十件を超え、倒産企業の従業員は一万二千三百人を数えるに至っており、この傾向はますます増加の度合いを強めております。雇用不安は大手企業にまで広がっているのが実情であります。中小企業を円高不況から守るためには、本補正予算でとられていない不況地域の中小企業対策や信用補完制度の充実がもとより、既往債務の金利の一層の引き下げや償還期間の延長、中

小企業向け官公需の拡大、下請代金支払遅延等防止法の強化が必要であります。また、失業雇用に対処するために、特に不況業種・不況地域の失業の予防、雇用の確保、離職者対策の充実が急務であります。その中でも、とりわけ中高年齢者に対するきめ細かな配慮が重要であります。

今回の急激な円高のきっかけは昨年のG5の合意によるもので、政策的にもたらされたものであり、また、円高不況の広がりが政府の景気対策のおくれにあります。それだけに、私は、政府が責任を持って強力な中小企業対策や失業雇用対策を講ずるよう要求するものであります。

反対する理由の第四は、本補正予算案において、老人医療費の一部負担を大幅に引き上げる老人保健法改正案の施行を十二月一日と決定づけている点であります。

今日の段階では、健康の維持増進、疾病の予防という老人保健法の目的が十分に成果を上げていないと言いたい実情にあります。こうした中で、老人医療費の一部負担を大幅に引き上げ、また、国保財政の赤字を他の保険者にしわ寄せしようとすることは、到底納得できるものではありません。まず、健康相談、健康診査等の保健事業の充実を図るべきであります。

以上、補正予算案に反対する主な理由を申し上げます。最後に、当面する厳しい経済情勢を克服するために、第二弾、第三弾の内需拡大策の実施を要望し、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 北橋健治君

〔北橋健治君登壇〕

○北橋健治君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となっております昭和六十一年度補正予算案三案に対し、反対討論を行うものであります。

昨年来の急激かつ大幅な円高により、我が国経済は極めて深刻な円高不況に見舞われております。異常ともいふべきこの円高に伴い、企業の円高倒産件数は、円高の始まった昨年十月以来一年

間で過去最高水準の四百二十九件にも達し、また、大幅な減益を余儀なくされた企業は、製造業全体の八割にも及んでいます。とりわけ、造船業界などでは、大幅な血のじむような人員合理化、設備廃棄を迫られ、また、鉄鋼業界では、かつてない労働者の臨時休業あるいは高炉の一部休止計画の検討というように、かつてない深刻な経営不振に陥っております。また、これらの不況業種の立地する地域では、関連中小企業群を含めた極度の経営不振による雇用不安が日増しに強まっているのが現実であります。

雇用情勢も悪化の一途をたどっており、本年九月の失業率は二・八%と高水準を記録し、構造失業時代に突入したと言われるほど、雇用問題は一段と深刻の度を加しているものであります。またさらに、今後海外直接生産が増大しますと、国内雇用の縮小、産業の空洞化が進み、事態が重大化するのを国民はひとしく危惧しているところであります。

昨年来の政府による円高誘導策は、このように国民経済の存立基盤を大きく揺るがし、産業の地盤沈下を加速したばかりではありません。我が国の貿易黒字は依然として増大を続けており、対外経済摩擦は一向に解消に向かっていないのが現実であります。通貨調整によりJカーブ効果が当初は働いたため、貿易収支の是正に一定のタイムラグが必要なのは私も十分承知しております。しかしながら、今年度の経常黒字が過去最高の八百億ドルにも達すると見込まれる現状では、中曽根内閣の為替レート一本よりの対外経済調整は、明らかに政策的整合性を失ったものと断ぜざるを得ません。(拍手)

私は、今日の深刻な円高不況は、対外不均衡是正のためと称して現下の行き過ぎた円高を放置し、内需拡大の強力な展開を軽視してきた政府の経済財政運営に最大の原因があると言わざるを得ません。これまで中曽根内閣の経済運営は、財源が乏しいから思い切った手を打たない、手を打た

ないからなお一層の財源不足に陥るといふ悪循環を繰り返してきており、この政策路線を今後とも踏襲する限り、貿易摩擦の解消も「増税なき財政再建」も、そして四半期の経済成長もすべて達成できないという、八方ふさがりに行き着くことは明白であります。(拍手)本年度一兆三千億円の巨額な歳入欠陥が発生したことを見ても、政府の消極的なこれまでの経済財政運営の失敗が、事実として国民の前に明らかになっているのであります。

今回の補正予算の編成に際し、我が党が上述の認識にかんがみ政府に強く要求したことは、急激かつ異常な円高によって未曾有の経済危機に陥っている地域並びに各産業を救済するとともに、勤労者の生活を守り、同時に、内需拡大に最も効果的な大幅な減税を実現することでありました。このため、我が党は、大幅な所得税減税、法人税減税の実現、建設国債の発行による公共投資の拡大などを柱とした積極的な経済財政運営を断行することにより、内需主導の実質五%程度の成長が十分達成でき、同時に、税の自然増収が確保され、今日課題となっている貿易摩擦の解消、「増税なき財政再建」が可能になることを強調し、具体的な提言を行ってきたところであります。

とりわけ、我々は、二兆三千億円の所得税減税の断行が個人消費の拡大に不可欠との立場から、その実現を強く要求してきたところであります。しかるに中曽根内閣は、私どもの減税要求を拒否し続けており、我々はこれに対して強い憤りを禁じ得ないのであります。大幅な所得税減税を見送り、公共投資拡大のための建設国債も小幅にとどめた今回の補正予算案では、到底政府の国際公約である実質四%成長は達成不可能であり、円高不況、雇用不安も一段と高まり、貿易摩擦の激化も避けられないものと言わざるを得ないのであります。にもかかわらず、総理が今なお四%経済成長達成に自信を示され、国内景気もいずれば回復に向かうと楽観的な見通しを公言されていること

は、円高不況に苦悩する勤労大衆には到底納得できないのであります。

私は、今回の補正予算の内容では、仮に不況地域への予算の傾斜配分を行ったとしても、景気の浮揚効果はほとんど期待できず、国民に明るい展望を保証できないものと言わざるを得ません。むしろ、年末を間近に控え、資金繰りで走り回る中小企業者や再就職先を求め会社回りをする労働者、また、いつ希望退職者として肩をたたかれるかという不安を持つ勤労者など、苦痛に満ちた国民の皆様の顔が目につくのであります。政治は、そのような勤労大衆に温かい手を差し伸べることに原点があると信じます。それゆえに、かつてない厳しい環境に置かれた不況地域、不況産業に働く勤労者に明るい展望を切り開くことが到底期待できない今回の補正予算には賛同することができません。

同時に、この際私は、政府が現下の円高不況を乗り切り、雇用の安定を図るため、これまでの消極的な、そして民間任せの姿勢を改め、万全の措置を強力に講ずるよう強く求めるものであります。

ある県を例にとりますと、造船不況対策として、県全体の予算として乏しい財源の中から二十三億円余を計上しました。しかし、政府がそれに対して助成した予算は、何とそのうちわずか一%にすぎない、その実例を私は聞いております。これは政府の円高不況に取り組む消極的な姿勢を端的に示すものであり、私はまことに残念でなりません。円高の直撃を受けている産業、地域の雇用を守るため、公共投資の思い切った重点配分、成長産業の積極的誘致による雇用機会の創出に向けて、政府は、今こそ自治体と一体となって、強力な産業、雇用政策を推進することを要請いたします。

また、現下の行き過ぎた円高の是正も急務であります。対外経済摩擦を解決するいわば切り札として、中曽根内閣が昨年初、円高誘導に踏み切っ

て以来、ちょうど一年余が経過しました。その結果、国内経済は危機に瀕し、貿易摩擦はさらに激化しております。政府は、一体いつまで為替レートの一本よりの対外経済調整を続けるのでしょうか。一ドル百五十円台という異常な円高水準は、我が国輸出産業には到底耐えがたいものであり、企業内の労使による苦渋に満ちた合理化努力では対応し切れないのが事実であります。今日の急激かつ大幅な円高は、対外経済調整対策として政府が誘導してきたものであり、その是正は政府みずから責任を持って行うべきであります。

このため我が党が提案したターゲットゾーンの設定構想などに政府が消極的な姿勢を示し、通貨調整に今なお積極的に取り組まないことは極めて遺憾であります。国内産業の存立を危うくする現下の行き過ぎた円高を是正するため、中曽根内閣の今後の英断を強く要請するものであります。政治家は、常に国民にあすへの希望にあふれたビジョンを示し、その実現に邁進せねばなりません。このたびの補正予算案が、景気回復という緊要の国民的課題について何ら国民に明確な展望を示していないことを最後に指摘しまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎) 石井郁子君。

○石井郁子君登壇。

○石井郁子君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、政府提出の昭和六十一年度補正予算に対する反対討論を行います。(拍手)

平和、軍縮と国民生活向上は、今や国民の切実な願いとなっております。ところが、昭和六十一年度当初予算は、軍事費の突出と財界奉仕をあらわにし、その負担と犠牲のすべてを国民に押しつける最悪の予算であり、当然のことながら我が党は反対しました。本補正予算は、この当初予算の性格をそのまま貫いた、反国民的なものとなっております。

以下、具体的に反対の理由を述べます。
第一の理由は、レーガン政権の核戦略を補完す

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号

昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号)外二案

特定地域中小企業対策臨時措置法案外一案

二五六

る歯どめなき大軍拡を推し進め、国民生活に犠牲を強要する補正予算となつてゐることです。

レイキヤビクにおける米ソ首脳会談は、レーガンの大統領がSDIに固執したため物別れに終わりました。平和を願う全世界の人々の失望を招きました。しかし、だからこそ核兵器廃絶の声を一層高めなければなりません。ところが政府は、宇宙にまで核軍拡を広げるSDIへの参加を決定しました。これは許しがたい世界世論への挑戦と言わなければなりません。(拍手)

補正予算は、多額の歳入欠陥のため、四千五百二十億円の経費削減を余儀なくされ、軍費も三百五十三億円の削減修正しております。しかし、これは円高と原油値下がりによって当然返すべき差益のほんの一部にすぎず、戦闘機や軍艦のボルト一本、油一滴すら削減するものではありません。軍事費を対前年比六・五八%増と超突出させた六十一年度大軍拡予算の性格はそのまま貫かれてゐるのです。他方、当初予算で大幅に削減された福祉、教育、農業予算は、健康保険本人一割負担の押しつけなどによって浮かした社会保険庫負担の六百四億円の削減、私学助成費十二億円の削減などに見られるように、一層刈り込まれてゐます。殊に老人医療再改悪のこり押しは、福祉切り捨ての第二ラウンドへの突入を意味しており、重大であります。このような大軍拡、国民生活犠牲を決して容認することはできません。(拍手)

反対理由の第二は、異常円高を当然視し、それを是正する対策を何ら盛っていないばかりか、レーガン政権の言いなりになって、円高をてこに中小企業、農業、石炭産業を切り捨てようとしてゐることです。

一兆二千五百億円を超える歳入欠陥は、円高不況による税収の大幅な落ち込みによることは明らかです。しかも、異常な円高による深刻な不況は、政府がつくり出したいわば政治災害ではありませんか。したがって、当然補正予算で救済策をとり、円高を招いた根源にメスを入れるべきであ

ります。ところが、補正予算は、中小企業が切実に願つてゐる円高融資の金利をせめて三%に引き下げてほしいという要求すらこたえておりません。しかも、政府の調査でも一ドル百五十円、六十円という異常円高が続けば中小企業は壊滅的打撃を受けることがはっきりしているにもかかわらず、補正予算提出と同時に、政府はアメリカとの間で今の水準を維持することを合意しました。これは、まさに円高をてこに中小企業の切り捨てを図るものであり、断じて許すことはできません。

異常円高を是正するためには、アメリカの核軍拡による財政赤字と多国籍企業の海外進出によるアメリカ産業の空洞化が招いた赤字体質を改めるようアメリカに要求し、同時に、我が国においては、大企業の異常に強い競争力の源になつてゐる低賃金、長時間・超過労働、下請いじめの構造を改める手だてを尽くすことでもあります。日米双方の根源にメスを入れず、アメリカの言いなりになつてゐたのでは、国民の被害は増大するばかりです。経済構造調整と称して農業、石炭産業の切り捨てを盛り込んだ前川リポートの実施を対米公約とした中曽根内閣の姿勢は、その典型と言わなければなりません。食糧、エネルギーを輸入に依存することは、我が国の自立的経済の基礎を崩壊させることでもあります。私は、国民の利益を守る立場から、中曽根内閣の姿勢が根本的に誤つてゐることを強く指摘したいと思つてゐます。(拍手)

反対理由の第三は、内需拡大を唱えながら、大企業を仕を拡大し、実際は内需をますます冷え込ませるものとなつてゐることでもあります。

内需拡大の決め手は、内需の六割を占める個人消費を盛り上げることであり、国民の購買力を高める対策をとることでもあります。ところが、補正予算は、まず所得減税を全く盛り込んでおりません。しかも、我が党の正森議員の追及で明らかにされたことですが、中曽根内閣は、公約違反の大型間接税の導入、マル優廃止をもくろみ、大増税路線を突き進もうとしております。

また、円高差益の還元は、政府主導で行える電力、ガス料金の引き下げすら見送つております。失業率は三%を超えようとしている重大な事態にもかかわらず、雇用対策は皆無です。それどころか、政府は、国鉄解体による失業増大の先頭を切り、大企業が円高対策を理由として部品輸入、海外投資を進める一方、国内で人減らし合理化を強行し、失業をふやしているのを放置してあります。これでは、内需の拡大は望みようがないではありませんか。(拍手)おまけに政府は、税収の落ち込みによる地方交付税交付金の減額分をそっくり自治体に借金させ、地方財政を苦境に立たせています。

その一方、九月に決定された総合経済対策の一環として、民間活力の名のもとに新たな財界奉仕が盛り込まれております。ことしの百四国会において、大規模プロジェクトを進める大企業を助成するためのいわゆる民法法が強引に成立させられたばかりですが、補正予算は、さらに新たな補助を行つたため三十三億円の民生活推進対策費を追加しています。内需拡大に名をかりたこのような大企業奉仕はどうしても認めるわけにはまいりません。あわせて、国債の五千四百九十億円の増発は、前回の円高のときにアメリカと財界の圧力に屈して国債を大量に発行し、今日の財政破綻のもとをつくらした道を再び進むものであることを申し述べておきます。

最後に、私は、今政治に求められているのは、異常な円高に苦しむ中小零細業者を始め、福祉や教育の充実、大幅賃上げ、核兵器廃絶を願う国民の声にこたえ、平和と国民生活向上の方向に政治を根本的に転換することだと確信します。このことを改めて強調し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決でありました。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 特定地域中小企業対策臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、特定地域中小企業対策臨時措置法案、日程第二、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長佐藤信二君。

特定地域中小企業対策臨時措置法案及び同報告書

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤信二君登壇〕

○佐藤信二君 ただいま議題となりました両法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両案は、円高の一層の進展と長期化する構造不況、北洋漁業規制の強化等、最近の経済環境の著しい変化により、その経営に支障を生じてゐる中小企業の実情、とりわけ輸出型産地、企業城下町等の特定の地域の深刻な状況にかんがみ、中小企業対策について特段の措置を講じようとするもの

であります。

まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案について申し上げます。

本案は、昭和六十三年六月に廃止期限が到来する特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法案を撤回し、特定地域において事業活動に著しい支障が生じている中小企業者に対し、新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、円高等により地域経済全体が大きな影響を受けており、その地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる地域を特定地域として指定すること、

第二に、特定地域内の事業活動に支障を生じている中小企業者は、新分野への進出に関する事業等、新たな経済的環境への適応措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができることとし、承認を受けた中小企業者に対して金融、税制上の特例措置を講ずること、

第三に、特定地域における工場の新増設の円滑な推進のため、財政上の措置、金融、税制上の特例措置を講ずること等であります。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、円高等による新たな資金需要に對し、信用保証面での支援措置を講じようとするものであります。その内容は、国際経済関連保証及び倒産関連保証に係る無担保保険の付保限度額の別枠を、特例措置としてそれぞれ一千万円増額することでありま。

両案は、去る十月三十一日当委員会に付託され、十一月四日田村通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五日審査を行い、質疑を終了いたしましたところ、特定地域中小企業対策臨時措置法案に對し、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、修正案について内閣の意見を聴取し

た後、採決の結果、同修正案は否決され、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、特定地域中小企業対策臨時措置法案に對し附帯決議が付されましたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。いませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
國務大臣	金丸 信君
法務大臣	遠藤 要君
外務大臣	倉成 正君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	塩川正十郎君
厚生大臣	斎藤 十朗君
農林水産大臣	加藤 六月君
通商産業大臣	田村 元君
運輸大臣	橋本龍太郎君
郵政大臣	唐沢俊二郎君
労働大臣	平井 卓志君
建設大臣	天野 光晴君
自治大臣	葉梨 信行君
國務大臣	稲村 利幸君

國務大臣 栗原 祐幸君
國務大臣 後藤田正晴君
國務大臣 近藤 鉄雄君
國務大臣 玉置 和郎君
國務大臣 三ツ林弥太郎君
國務大臣 綿貫 民輔君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)
一、去る十月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る四日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、次の通知書を受領した。
内閣参總第二四八号
昭和六十一年十一月四日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 原 健三郎殿

私は、十一月八日(土)午前十一時羽田空港出発、十一月九日(日)午後八時十分同空港着帰国の予定で、中華人民共和国訪問のため海外出張します。御通知いたします。

(報告書受領)
一、去る十月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和六十一年度第一・四半期における国庫の状況
(政府委員承認)
一、去る十月三十一日、原議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百七回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 藤田 公郎
(政府委員任命)
一、去る十月三十一日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、三十一日議長において承認した藤田公郎を、同日第百七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、去る十月三十一日、中曾根内閣総理大臣から原議長あて、第百七回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名
官職名 官職名 年月日
外務省アジア局長 渋谷 治彦 (解職) 昭
事務代理 二〇〇〇
(議長変更)
一、去る四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議長を次のとおり変更した。

(理事補欠選任)
一、去る十月三十一日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 今井 勇君(理事佐栄作君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任
兒玉 健次君 補欠
金子 満広君 兒玉 健次君

大蔵委員 辞任
井上 喜一君 補欠
石破 茂君 宇野 宗佑君
今枝 敬雄君 福島 謙二君
江口 一雄君 小坂徳三郎君
金子 一義君 原田 憲君
戸塚 進也君 松野 幸泰君
村井 仁君 田中 龍夫君
矢島 恒夫君 武藤 嘉文君
宇野 宗佑君 不破 哲三君
小坂徳三郎君 井上 喜一君
今枝 敬雄君

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

二五八

田中 龍夫君 戸塚 進也君 原田 憲君 江口 一雄君 福島 讓二君 石破 茂君 松野 幸泰君 金子 一義君 武藤 嘉文君 村井 仁君 不破 哲三君 矢島 恒夫君	予算委員 宇野 宗佑君 石渡 照久君 小坂徳三郎君 三原 朝彦君 田中 龍夫君 白井日出男君 原田 憲君 鳩山由紀夫君 福島 讓二君 魚住 汎英君 松野 幸泰君 北村 直人君 武藤 嘉文君 熊川 次男君 森 喜朗君 中村正三郎君 金子 満広君 兒玉 健次君 不破 哲三君 矢島 恒夫君	大蔵委員 井上 喜一君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 石破 茂君 今枝 敬雄君 細田 吉藏君 村田敬次郎君 江口 一雄君 金子 一義君 戸塚 進也君 日笠 勝之君 矢追 秀彦君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君 細田 吉藏君 松野 幸泰君 今枝 敬雄君 戸塚 進也君 石破 茂君 井上 喜一君 正木 良明君 矢野 紇也君 海部 俊樹君 矢追 秀彦君 日笠 勝之君	農林水産委員 寺前 巖君 金子 満広君 補欠 矢追 秀彦君 正木 良明君 村田敬次郎君 松野 幸泰君 細田 吉藏君 海部 俊樹君 小比木彦三郎君 宇野 宗佑君 矢追 秀彦君 日笠 勝之君	商工委員 寺前 巖君 金子 満広君 補欠 矢追 秀彦君 正木 良明君 村田敬次郎君 松野 幸泰君 細田 吉藏君 海部 俊樹君 小比木彦三郎君 宇野 宗佑君 矢追 秀彦君 日笠 勝之君	科学技術委員 山原健二郎君 補欠 不破 哲三君 石渡 照久君 野田 毅君 野田 毅君	予算委員 宇野 宗佑君 遠藤 武彦君 小比木彦三郎君 甘利 明君	細田 吉藏君 虎島 和夫君 松野 幸泰君 石渡 照久君 村田敬次郎君 武村 正義君 井上 普方君 伊藤 茂君 正木 良明君 矢追 秀彦君 坂口 力君 矢野 紇也君 金子 満広君 不破 哲三君 山原健二郎君 井出 正一君 海部 俊樹君 甘利 明君 井出 正一君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君 松野 幸泰君 宇野 宗佑君 村田敬次郎君 細田 吉藏君 井上 普方君 伊藤 茂君 矢追 秀彦君 坂口 力君 正木 良明君	農林水産委員 安藤 巖君 補欠 不破 哲三君 上草 義輝君 太田 誠一君 菊池福治郎君 谷垣 禎一君 保岡 興治君 山崎平八郎君 粕谷 茂君	商工委員 甘利 明君 逢沢 一郎君 奥田 敬和君 粕谷 茂君 熊谷 弘君 牧野 隆守君 山崎 拓君 長田 武士君 工藤 晃君 逢沢 一郎君 木村 義雄君 武部 勤君 中島 衡君 西岡 武夫君 林 義郎君 齊藤 節君 野間 友一君	科学技術委員 不破 哲三君 補欠 山原健二郎君 伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君	予算委員 伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君	予算委員 伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君	予算委員 伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君 小比木彦三郎君 海部 俊樹君
---	---	---	--	--	---	---	--	---	---	---	--	--	--

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

伊藤 茂君
井上 普方君

補欠

伊藤 茂君
井上 普方君

大蔵委員

辞任

田中 龍夫君
戸塚 進也君
原田 憲君
江口 一雄君
福島 讓二君
石破 茂君
松野 幸泰君
金子 一義君
武藤 嘉文君
村井 仁君
不破 哲三君
矢島 恒夫君

補欠

井上 喜一君
宇野 宗佑君
小比木彦三郎君
石破 茂君
今枝 敬雄君
細田 吉藏君
村田敬次郎君
江口 一雄君
金子 一義君
戸塚 進也君
日笠 勝之君
矢追 秀彦君
宇野 宗佑君
小比木彦三郎君
海部 俊樹君
細田 吉藏君
松野 幸泰君
今枝 敬雄君
戸塚 進也君
石破 茂君
井上 喜一君
正木 良明君
矢野 紇也君
海部 俊樹君
矢追 秀彦君
日笠 勝之君

農林水産委員

辞任

寺前 巖君

補欠

金子 満広君

商工委員

辞任

野田 毅君

補欠

石渡 照久君

科学技術委員

辞任

山原健二郎君

補欠

不破 哲三君

予算委員

辞任

宇野 宗佑君
小比木彦三郎君

補欠

遠藤 武彦君
甘利 明君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

安藤 巖君

補欠

不破 哲三君

農林水産委員

上草 義輝君
太田 誠一君
菊池福治郎君
谷垣 禎一君
保岡 興治君
山崎平八郎君
粕谷 茂君

補欠

村田敬次郎君

山下 元利君

武藤 嘉文君

村山 達雄君

山崎 拓君

粕谷 茂君

山崎平八郎君

商工委員

辞任

甘利 明君
奥田 敬和君
粕谷 茂君
熊谷 弘君
牧野 隆守君
山崎 拓君
長田 武士君
工藤 晃君
逢沢 一郎君
木村 義雄君
武部 勤君
中島 衡君
西岡 武夫君
林 義郎君
齊藤 節君
野間 友一君

補欠

逢沢 一郎君
林 義郎君
西岡 武夫君
中島 衡君
木村 義雄君
武部 勤君
齊藤 節君
野間 友一君
甘利 明君
牧野 隆守君
山崎 拓君
熊谷 弘君
粕谷 茂君
奥田 敬和君
長田 武士君
工藤 晃君

科学技術委員

辞任

不破 哲三君

補欠

山原健二郎君

予算委員

辞任

伊藤宗一郎君
宇野 宗佑君
小比木彦三郎君
海部 俊樹君

補欠

村上誠一郎君
石渡 照久君
亀井 善之君
鴻池 祥肇君

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号

朗読を省略した議長の報告

田中 龍夫君	谷津 義男君
原田 憲君	三原 朝彦君
松野 幸泰君	粟屋 敏信君
武藤 嘉文君	片岡 清一君
村田敬次郎君	武村 正義君
村山 達雄君	木村 義雄君
山下 元利君	鳩山由紀夫君
鳩山由紀夫君	北村 直人君
村上誠一郎君	大島 理森君
粟屋 敏信君	松野 幸泰君
石渡 昭久君	宇野 宗佑君
大島 理森君	伊藤宗一郎君
片岡 清一君	武藤 嘉文君
亀井 善之君	小此木三郎君
木村 義雄君	村山 達雄君
北村 直人君	山下 元利君
鴻池 祥肇君	海部 俊樹君
武村 正義君	村田敬次郎君
三原 朝彦君	原田 憲君
谷津 義男君	田中 龍夫君
正森 成二君	柴田 睦夫君
山原健二郎君	安藤 巖君
辞任	補欠
岡島 正之君	伊藤宗一郎君
高橋 一郎君	宇野 宗佑君
古屋 亨君	小此木三郎君
穂積 良行君	海部 俊樹君
森下 元晴君	田中 龍夫君
谷津 義男君	原田 憲君
渡部 恒三君	松野 幸泰君
野間 友一君	工藤 晃君

伊藤宗一郎君 岡島 正之君
宇野 宗佑君 高橋 一郎君
小此木三郎君 古屋 亨君
海部 俊樹君 穂積 良行君
田中 龍夫君 森下 元晴君
原田 憲君 谷津 義男君
松野 幸泰君 渡部 恒三君
工藤 晃君 野間 友一君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
辞任 額賀福志郎君 補欠 榎本 和平君
森 喜朗君 中村正三郎君
榎本 和平君 額賀福志郎君
中村正三郎君 森 喜朗君

(議案提出)
一、去る十月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)
昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
特定地域中小企業対策臨時措置法案
中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正

正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る十月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

以上三件 内閣委員会 付託
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
地方行政委員会 付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
以上二件 法務委員会 付託

昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第二〇号)
大蔵委員会 付託
特定地域中小企業対策臨時措置法案(内閣提出第二二号)
中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)
以上二件 商工委員会 付託

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)
昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)
一、去る十月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
(議案通知書受領)
一、去る十月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(調査要求承認)
一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨五日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告 昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和六十一年十一月五日

大蔵委員長 池田 行彦

衆議院議長 原 健三郎殿

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員高沢寅男君提出昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」の執行に関する質問の執行に関する質問に対する答弁書

昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」の執行に関する質問
主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十月二十五日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」の執行に関する質問主意書

昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」は、第五十八回国会において議員立法によつて実現されたものである。その内容は、「理容師又は美容師である従業者の数が常時二人以上である理容所又は美容所の開設者は、理容師又は美容師の免許を受けた後三年以上

理容又は美容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従ひ都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者を管理者として当該理容所又は美容所ごとに置かなければならないものとし、これに違反したときは、都道府県知事は当該理容所又は美容所の閉鎖を命ずることができ、更に、右閉鎖命令に違反した者に対しては刑罰を科する」というものであつた。

これに対し、理容師及び美容師の有志が、「管理・美容師制度反対同盟全国連合会」を結成し、この改正法に反対の立場から、昭和四十五年三月二十日、東京地裁に、厚生大臣、都道府県知事、財団法人日本理美容師協会を相手どり、管理・美容師設置義務不存在確認及び閉鎖命令禁止等を求める訴えを提起した。

昭和五十四年七月二十日、東京地裁は、右訴えは、抽象的な法令の解釈ないし効力を争う訴訟であつて、具体的、現実的な権利義務にかかる紛争(すなわち、具体的な開設届不受理又は閉鎖命令とか、それに違反したことによる刑罰の発動など)の存在を前提としないものであるから争訟性に欠ける、との理由で本件訴えを棄却する判決を下した。

これを不服とする原告は、昭和五十四年八月三日に東京高裁へ、昭和五十八年二月七日に最高裁へ、控訴、上告したが、東京高裁は昭和五十八年一月二十五日に、最高裁は昭和六十一年六月二十七日に、いずれも東京地裁と同じく本件訴えを棄却する判決を下した。

昭和四十三年五月、管理・美容師の設置を義務付けた法改正が行われて以来、その設置義務に従わずに理容所又は美容所を開設し又は経営して

いる理・美容師に対し、今までに、閉鎖命令が出されたケースは全国で一件しかない。それも一週間後には撤回された。開設届の受理を拒否されたケースも一件もない。また、厚生省は各都道府県に対し、開設届の受理を拒否したり、閉鎖命令を出したりすることのないように指導しているのが実態である。

この限りにおいては、裁判所の判断は妥当なものとわざるを得ないが、そうなるをますます、昭和四十三年法律第九十六号の、理容師法及び美容師法の一部改正法はいつたい何のための立法であつたかを疑わざるを得ない。過去十八年間の経過は、この立法が、我が国の理・美容事業の現実から大きく遊離したものであつたことを証明している。

この法律の執行に当たる責任者たる政府(厚生省)は、管理・美容師制度の改廃のために、速やかに具体的な対策をとるべきではないか。右質問する。

内閣衆質一〇七第九号

昭和六十一年十一月四日

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員高沢寅男君提出昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員高沢寅男君提出昭和四十三年法律第九十六号「理容師法及び美容師法の一部改正法」の執行に関する質問に対する答弁書
理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第

十一條の三の規定に基づく管理理容師及び美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)第十二條の二の規定に基づく管理美容師の制度については、理容所及び美容所を衛生的に管理するという法律の趣旨にのつとつて円滑に実施されており、その改廃を行う必要はないと考える。

なお、厚生省は各都道府県知事等に対し管理理容師又は管理美容師の不設置を理由とする行政処分を差し控えるようにとの指導は行つていない。右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る四日、内閣から、衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩の振興開発に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十一月十二日まで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員藤原房雄君提出我が国の地方文化の振興に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十一月十九日まで答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)国会に提出する。

昭和六十一年十月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和61年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和61年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	昭和61年度歳入 立予算額(千円)	補 正 額			改昭和61年度 予 算 額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	54,088,648,440	1,702,084,660	△1,965,900,013	△ 263,815,353	53,824,828,087
歳 出	54,088,648,440	1,403,452,106	△1,667,267,459	△ 263,815,353	53,824,828,087

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和61年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金」の現在高及び償還年次表に関する補正調書は、別に添附する。

第5条 昭和61年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和61年度において公債を発行することができる限度額5,700,000,000千円を「6,249,000,000千円」に改める。

第6条 昭和61年度一般会計予算総則第10条第3項を削る。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部	款	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総 理 府	雑 収 入	諸 収 入	6,305,365	0	6,305,365
		弁償及返納金	6,305,365	0	6,305,365
		所 得 税	648,000,000	△1,768,000,000	△1,120,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	648,000,000	△1,768,000,000	△1,120,000,000
		所 法 税	81,000,000	△ 507,000,000	△ 426,000,000
		相 税	0	△ 981,000,000	△ 981,000,000
			219,000,000	0	219,000,000

[illegible]

運輸省	雑収入	諸収入	公共事業費負担金	16,017 16,017 16,017	△ △ △	13 13 13	16,004 16,004 16,004
建設省	雑収入	諸収入	公共事業費負担金	18,817,683 18,817,683 18,814,817 2,866	△ △ △ △	0 0 0 0	18,817,683 18,817,683 18,814,817 2,866
歳入	補正額	總計		1,702,084,660	△	1,965,900,013	△ 263,815,353

歳出

所管	組織	項目	補正額			差引額 (千円)
			追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	修正額 (千円)	
国	衆議院	衆議院施設費	648,303	△ 126,624	521,679	
		衆議院計	0	△ 69,580	69,580	
		衆議院施設費	648,303	△ 196,154	452,149	
		衆議院計	386,312	△ 82,436	303,876	
		衆議院施設費	0	△ 38,005	38,005	
		衆議院計	386,312	△ 120,441	265,871	
		国立国会図書館施設費	120,177	△ 106,946	13,231	
		国立国会図書館計	0	△ 14,232	14,232	
		国立国会図書館施設費	120,177	△ 121,178	1,001	
		国立国会図書館計	0	△ 428	428	
裁判所	裁判官訴訟委員会	裁判官訴訟委員会	0	△ 333	333	
		裁判官訴訟委員会	1,154,792	△ 438,534	716,258	
		裁判官訴訟委員会	105,437	△ 163,179	47,742	

昭和六十一年十一月十六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度一般會計補正予算(案)(第1号)及び同報告書

二六六

防 衛 本 庁	防 衛 本 庁	防 衛 本 庁	北海道土地改良事業費	2,693,786	0	2,693,786
			北海道農用地開発事業費	864,900	0	864,900
			北海道土地改良事業等工事諸費	314	16,437	16,123
			北海道造林事業費	73,000	0	73,000
			北海道林道事業費	114,000	0	114,000
			北海道沿岸漁場整備開発事業費	118,000	0	118,000
			北海道災害復旧事業工事諸費	39,060	0	39,060
			計	15,171,848	168,182	15,003,666
			防衛車両等購入費	29,341,701	20,921,859	8,419,842
			航空機購入費	0	4,242,529	4,242,529
			艦船建造費	0	2,420,021	2,420,021
			施設整備諸費	0	110,189	110,189
			装備品等整備諸費	0	54,399	54,399
			施設整備等附帯事務費	0	6,617,637	6,617,637
防 衛 施 設 庁	防 衛 施 設 庁	防 衛 施 設 庁	研究開発費	0	121,543	121,543
			計	29,341,701	458,150	488,150
			防衛施設管理費	329,160	84,946,327	5,604,626
			調達業務管理費	0	52,513	276,647
			施設運営等関連諸費	0	42,326	42,326
			提供施設移設整備費	0	195,564	195,564
			計	329,160	3,168	3,168
			経済企画庁所	0	298,571	35,589
			経済企画研究	0	143,304	143,304
			計	0	11,619	11,619
科 学 技 術 庁	科 学 技 術 庁	科 学 技 術 庁	科学技術振興調整費	110,254	154,923	154,923
			科学技術振興調整費	269,481	106,764	3,490
			科学技術振興調整費	0	3,562,756	3,293,275
			計	0	276,500	276,500

海洋開發調査研究促進費	0	△	234,006	△	234,006
原子力平和利用研究促進費	277,857	△	4,986,698	△	4,708,886
国立機関原子力試験研究費	0	△	70,702	△	70,702
放射能調査研究費	0	△	30,867	△	30,867
科学技術庁試験研究所	201,572	△	528,085	△	321,513
科学技術庁試験研究所施設費	0	△	19,462	△	19,462
資源調査所	5,048	△	8,887		1,161
計	864,212	△	9,808,722	△	8,944,510
環境保全総合調査研究促進調査費	82,651	△	169,722	△	87,071
環境庁	0	△	4,200	△	4,200
国立機関公害防止等試験研究費	0	△	103,084	△	103,084
公害防止等調査研究費	0	△	19,856	△	19,856
自然公園等管理費	0	△	47,952	△	47,952
自然公園等施設整備費	0	△	958	△	958
環境庁研究所	36,866	△	172,859	△	135,993
国立水俣病研究センター施設費	0	△	763	△	763
計	119,517	△	519,894	△	399,877
沖繩開発庁	31,659	△	40,653	△	9,004
沖繩振興開発計画調査費	0	△	2,996	△	2,996
沖繩教育振興事業費	0	△	5,236	△	5,236
沖繩保健衛生等対策諸費	0	△	1,938	△	1,938
沖繩農業振興費	0	△	97	△	97
沖繩開発事業指導監督費	0	△	3,582	△	3,582
沖繩開発事業費	4,033,978	△	181		4,033,797
沖繩治水事業諸費	0	△	1,048	△	1,048
沖繩道路事業諸費	10,206	△	1,896		8,510
沖繩港湾空港整備事業諸費	1,469	△	1,631	△	162
沖繩公園事業諸費	0	△	232	△	232

国	土	斤	計	5,743	△	1,574	4,169
沖繩土地改良事業工事諸費							
計				4,083,055	△	61,074	4,021,981
国土				10,354	△	166,504	156,150
災害対策総合推進調整費				0	△	9,240	9,240
国土計画基礎調査費				0	△	28,350	28,350
定住構想推進調査費				0	△	16,450	16,450
国土調査費				0	△	156,587	156,587
豪雪地帯対策特別事業費				0	△	5,204	5,204
振興山村開発総合特別事業費				0	△	9,751	9,751
小笠原諸島振興事業費				0	△	1,404	1,404
離島振興特別事業費				0	△	16,814	16,814
離島振興事業費				3,490,513	△	555	3,489,958
水資源開発事業費				1,449,697		0	1,449,697
国土総合開発事業調整費				750,000		0	750,000
計				5,700,564	△	410,808	5,289,755
総理府所管補正額合計				57,508,872	△	48,072,986	9,430,906
法務省本省				0	△	159,434	159,434
訟務費				0	△	16,574	16,574
外国人登録事務費				32,453	△	6,150	26,303
法務省施設費				0	△	9,353	9,353
計				32,453	△	191,516	159,063
法務総合研究所				0	△	10,647	10,647
国連犯罪防止アジア地域研修協力費				0	△	6,808	6,808
計				0	△	17,255	17,255
法務検察庁				432,479	△	42,256	390,223
法務官署				597,584	△	134,941	462,643

費 用 部 門	費 用 科 目	費 用 項 目	費 用 額	費 用 率	費 用 率	費 用 率
外 務 省	正 官 署	檢 察 官 費	0	△	89,448	△
		正 官 署 費	597,584	△	284,339	863,195
		正 官 署 費	1,474,999	△	126,470	1,843,529
		刑 務 所 費	0	△	430,832	430,832
		更生 保護 官 署 費	1,474,999	△	54,504	54,504
		更生 保護 官 署 費	123,331	△	611,806	863,193
		更生 保護 官 署 費	17,320	△	22,464	100,867
		更生 保護 官 署 費	140,651	△	21,326	4,006
		更生 保護 官 署 費	153,731	△	43,790	96,861
		更生 保護 官 署 費	0	△	42,710	111,021
外 務 省	公 安 署 調 査 員 會 公 安 調 査 員 會 公 安 調 査 員 會	地 方 入 國 管 理 官 署 費	153,731	△	5,164	5,164
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	0	△	47,874	105,357
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	223,892	△	287	287
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	3,055,789	△	93,775	130,117
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	0	△	1,282,948	1,772,341
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	0	△	538,093	538,093
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	0	△	79,014	79,014
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	3,061,163	△	13,476,343	10,415,180
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	0	△	2,834,553	2,834,553
		地 方 入 國 管 理 官 署 費	3,061,163	△	16,928,003	13,866,340
大 藏 省	外 務 省 所 管 補 正 額 合 計	在 外 公 館 施 設 費	0	△	493,147	493,147
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	49,676	49,676
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	542,823	542,823
		在 外 公 館 施 設 費	3,061,163	△	17,470,826	14,409,663
		在 外 公 館 施 設 費	148,656	△	6,369,419	6,220,763
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	867,224	867,224
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	867,224	867,224
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	867,224	867,224
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	867,224	867,224
		在 外 公 館 施 設 費	0	△	867,224	867,224

大蔵省所管補正額合計		文部省		文部省		文部省	
費	債	費	債	費	債	費	債
8,646,947	△ 663,802,971	△ 655,156,024	△ 18,767	△ 11,000,000	△ 4,013,228	△ 412,540	△ 1,444,000
0	18,767	△ 11,000,000	0	△ 4,013,228	△ 412,540	△ 1,444,000	0
11,000,000	0	△ 4,013,228	△ 412,540	△ 1,444,000	0	△ 150,000,000	△ 801,345,546
0	4,013,228	△ 412,540	△ 1,444,000	0	△ 150,000,000	△ 801,345,546	△ 58,147
0	412,540	△ 1,444,000	0	△ 150,000,000	△ 801,345,546	△ 58,147	△ 476,832
0	1,444,000	△ 150,000,000	△ 801,345,546	△ 58,147	△ 476,832	△ 58,147	△ 3,056,533
5,787,000	0	△ 5,787,000	△ 150,000,000	△ 801,345,546	△ 58,147	△ 476,832	△ 11,769
0	150,000,000	△ 801,345,546	△ 58,147	△ 476,832	△ 11,769	△ 3,056,533	△ 241
25,582,803	△ 826,928,149	△ 801,345,546	△ 58,147	△ 476,832	△ 11,769	△ 3,056,533	△ 241
276,711	217,564	△ 58,147	△ 476,832	△ 11,769	△ 3,056,533	△ 241	△ 1,000
730,873	254,041	△ 476,832	△ 11,769	△ 3,056,533	△ 241	△ 1,000	△ 1,000
4,116,611	1,060,018	△ 3,056,533	△ 241	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
17,504	5,735	△ 241	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
5,061	5,302	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
0	1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
4,139,176	1,072,055	△ 3,067,121	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
80,729,363	828,471,309	△ 797,742,446	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
81,690	221,863	△ 140,173	△ 186	△ 186	△ 2,794	△ 7,000	△ 302
0	186	△ 186	△ 2,794	△ 7,000	△ 302	△ 48,977,000	△ 1,653,040
0	2,794	△ 7,000	△ 302	△ 48,977,000	△ 1,653,040	△ 21,730	△ 1,164,623
0	7,000	△ 302	△ 48,977,000	△ 1,653,040	△ 21,730	△ 1,164,623	△ 203,874
0	302	△ 48,977,000	△ 1,653,040	△ 21,730	△ 1,164,623	△ 203,874	△ 228,615
48,977,000	0	△ 21,730	△ 1,164,623	△ 203,874	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615
1,653,040	0	△ 203,874	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615
21,730	1,164,623	△ 203,874	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615
0	203,874	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615
228,615	0	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615	△ 228,615

英 事 業 費	44,386	△	189,986	△	155,551
私立學校助成費	0	△	1,174,752	△	1,174,752
科學振興費	7,766	△	1,548,214	△	1,535,448
南極地域觀測事業費	0	△	141,512	△	141,512
社會教育助成費	0	△	148,547	△	148,547
體育振興費	0	△	221,422	△	221,422
國立學校運管費	15,622,697	△	11,899,737	△	3,722,960
國立學校船舶建造及施設費	0	△	331,747	△	331,747
計	66,636,923	△	17,261,509	△	49,375,414
文部本省所轄研究所	0	△	45,255	△	45,255
文部本省所轄研究所施設費	0	△	330	△	330
國立社會教育研究所	0	△	459	△	459
日本學士院	0	△	29,636	△	29,636
國立青少年教育施設運管費	58,421	△	192,044	△	133,623
國立青少年教育施設整備費	0	△	1,170	△	1,170
國立婦人教育會館	0	△	21,109	△	21,109
計	58,421	△	290,008	△	231,582
文化片施設費	39,341	△	72,576	△	33,235
文化片振興費	0	△	13,128	△	13,128
文化財保存事業費	0	△	139,660	△	139,660
文化財保存施設整備費	0	△	171,310	△	171,310
國立博物館施設費	19,481	△	265,168	△	265,168
國立博物館施設費	0	△	76,033	△	55,552
國立美術館施設費	4,654	△	150	△	150
國立美術館施設費	0	△	72,120	△	67,466
國立美術館施設費	0	△	320	△	320
文化片研究所施設費	19,003	△	27,064	△	8,061
文化片研究所施設費	0	△	124	△	124

農 林 水 産 省	厚生本省試験研究機関	中国帰国孤児定着促進センター施設費	0	△	207	△	207
		環境衛生施設整備費	3,072,687	△	0	△	3,072,687
		農業者年金実施費	9,157	△	3,758	△	5,399
		計	321,575,596	△	65,993,981	△	255,581,615
	厚生本省試験研究所	厚生本省試験研究所血清等製造及検定費	34,043	△	131,038	△	96,995
		厚生本省試験研究所施設費	0	△	17,010	△	17,010
		計	34,043	△	106	△	106
	検疫所	国立らい療養所運営費	73,370	△	36,148	△	37,222
		国立らい療養所施設費	111,287	△	246,605	△	135,318
		計	0	△	3,228	△	3,228
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	111,287	△	249,833	△	138,546
		国立更生援護所施設費	38,182	△	83,632	△	45,450
		計	0	△	437	△	437

農 林 水 産 省	地方医務局	地方医務局施設費	22,181	△	13,410	△	8,771
	地方医務局	地方医務局施設費	38,182	△	84,069	△	45,887
		計	0	△	2,350	△	2,350
	地方医務局	地方医務局施設費	321,854,609	△	66,527,945	△	255,326,664
	厚生省	厚生省施設費	0	△	181,195	△	181,195
	厚生省	厚生省施設費	0	△	178	△	178
	厚生省	厚生省施設費	0	△	579,152	△	579,152
	厚生省	厚生省施設費	0	△	43,480	△	43,480
	厚生省	厚生省施設費	0	△	141,483	△	141,483
	厚生省	厚生省施設費	10,204	△	536,587	△	526,383
	厚生省	厚生省施設費	0	△	33,989	△	33,989
	厚生省	厚生省施設費	0	△	15,568	△	15,568
	厚生省	厚生省施設費	0	△	409,084	△	409,084

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

一七四

水田利用再編対策費	17,658,151	△	25,953	17,632,198
国産大豆等保護対策費	8,628,000	△	128	8,628,877
農業改良普及対策費	4,000	△	133,310	129,310
畜産振興費	0	△	4,226,147	4,226,147
食物流通等対策費	3,515,214	△	160,794	3,854,420
糖価安定対策費	0	△	82,777	82,777
土地改良事業等指導監督費	0	△	14,391	14,391
海岸事業費	154,961	△	0	154,961
土地改良事業費	12,754,089	△	16,085	12,738,054
農用地開発事業費	1,488,365	△	9,453	1,478,912
特定地域農業開発事業費	17,420	△	2,296	15,124
農業施設災害復旧事業費	55,377,000		0	55,377,000
農業施設災害関連事業費	100,000		0	100,000
計	99,708,404	△	6,511,990	93,096,414
農林水産技術会議	0	△	4,060	4,060
農林水産技術振興費	17,256	△	445,585	428,326
農林水産業技術振興施設費	0	△	1,532	1,532
計	17,256	△	451,177	433,918
農林水産本省試験研究所	0	△	469,261	469,261
農林水産本省検査指導所	0	△	126,006	126,006
農林水産本省検査指導施設費	0	△	854	854
計	0	△	126,860	126,860
地方農政局	0	△	84,560	84,560
地方農政局施設費	0	△	65	65
海岸事業工事諸費	39	△	941	902
計	39	△	85,566	85,527
北海道統計情報事務所	0	△	5,853	5,853
食糧	0	△	4,481	4,481

北海道さけ・ますふ化場		計		農林水産省所管補正額合計		通商産業省	
0	13,372	△	18,372	26,804,668	△	7,322,896	19,581,772
145,727,983	15,579,459	△	130,148,524	3,470,856	△	1,264,594	2,206,262
0	14,661	△	14,661	0	△	14,661	14,661
0	6,557	△	6,557	0	△	6,557	6,557
0	741,479	△	741,479	0	△	741,479	741,479
0	1,404	△	1,404	0	△	1,404	1,404
0	21,215	△	21,215	0	△	21,215	21,215
0	72,860	△	72,860	0	△	72,860	72,860
0	22,759	△	22,759	0	△	22,759	22,759
0	4,487	△	4,487	0	△	4,487	4,487
0	7,955	△	7,955	0	△	7,955	7,955
196,000	0	△	196,000	3,666,366	△	2,157,971	1,508,385
13,732	19,797	△	6,065	0	△	13,676	13,676
0	422,014	△	422,014	0	△	422,014	422,014
0	68	△	68	0	△	68	68
0	125,407	△	125,407	0	△	125,407	125,407
0	123,323	△	123,323	0	△	123,323	123,323
0	10	△	10	0	△	10	10
0	422,325	△	422,325	0	△	422,325	422,325
0	256	△	256	0	△	256	256
0	1,107,079	△	1,107,079	55,805	△	7,214	48,591
0	35,098	△	35,098	0	△	0	0

運 輸 省	運 輸 本 省	石油及石油代替エネルギー対策費		
		地 下 資 源 対 策 費	計	中 小 企 業 対 策 費
		151,000,000	△	205,000,000
		1,807,787	△	189,319
		152,868,592	△	205,181,681
		0	△	2,875
		6,641,000	△	3,004,447
		6,641,000	△	3,007,322
		124,364	△	84,187
		0	△	3,026
		0	△	11,851
		0	△	98,064
		124,364	△	12,280
		5,008	△	211,585,144
		163,314,552	△	48,270,592
		0	△	118,548
		0	△	491,247
		0	△	123,224
		0	△	48,494
		0	△	112,117
		688,968	△	688,968
		0	△	8,717
		448,982	△	448,982
		18	△	220
		3,897,000	△	3,882,399
		1,297,500	△	1,286,160
		2,542,000	△	2,542,000
		0	△	41
		3,250	△	3,250
		8,877,718	△	7,949,156

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議錄第十二号 昭和六十一年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

二八〇

自治省	建設省所管	道路整備事業費	31,604,000	△	56,734	31,547,266		
		住宅建設等事業費	22,303,218		0	22,303,218		
		住宅対策諸費	160,796,141	△	678	160,794,463		
		都市計画事業費	19,428,994		0	19,428,994		
		河川等災害復旧事業費	324,416,852		0	324,416,852		
		河川等災害復旧事業費	1,217,895	△	1,702	1,216,193		
		都市災害復旧事業費	418,000		0	418,000		
		河川等災害復旧事業費	17,009,000		0	17,009,000		
		計	594,916,422	△	390,228	594,526,199		
		国土地理院	94,246	△	191,315	97,069		
自治省	建設省所管	建設本省試験研究所	57,111	△	78,819	21,708		
		地方建設局	310,642	△	32,265	278,377		
		道路災害復旧事業費	2,815		0	2,815		
		公園事業工事諸費	1,708	△	1,063	645		
		計	315,165	△	88,328	281,837		
		建設省所管補正額合計	595,382,944	△	693,685	594,689,259		
		自治省	建設省所管	自治本省省費	64,145	△	139,326	75,181
				参議院議員通常選挙啓発推進費	0	△	216	216
				地方交付税交付金	0	△	450,240,000	450,240,000
				計	64,145	△	450,379,542	450,315,397
消防片	1,835			△	111,992	110,157		
消防施設等整備費補助	0			△	554,937	554,937		
消防研究	7,424			△	8,584	1,160		
計	9,259			△	675,513	666,254		
自治省所管補正額合計	73,404			△	451,055,055	450,981,651		
歳出補正額総計					1,403,452,106	△	1,667,267,459	263,815,353

丙号 繰越明許費補正

所管	組	織	事	項
通商産業省	通商産業本省	(項)	通商産業本省のうち 民団能力活用特定施設緊急整備費補助金	

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組	織	事	項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担年度	事	由
総理府	北海道開発庁		海岸保全施設整備事業費補助		455,800	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	
			直轄漁港修築事業		1,540,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	能取漁港ほか9漁港の修築事業には、多くの日数を要するものがあるため	
			漁港修築費補助		1,528,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	
			公営住宅建設等事業費補助		6,917,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	
			追加工改		1,799,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため	
			公園整備		8,716,000	昭和61年度	昭和62年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	
			公園事業費補助		826,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度		
			下水道事業費補助		1,692,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度		

追加	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
かんがい排水事業費補助	453,000	昭和61年度及び昭和62年度	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
圃場整備事業費補助	1,331,000	昭和61年度及び昭和62年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
諸土地改良事業費補助	530,000	昭和61年度及び昭和62年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農道整備事業費補助	1,022,000	昭和61年度及び昭和62年度	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
畑地帯総合土地改良事業費補助	1,523,000	昭和61年度及び昭和62年度	畑地帯総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農村総合整備事業費補助	874,000	昭和61年度及び昭和62年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地防災事業費補助	946,500	昭和61年度及び昭和62年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地保全事業費補助	50,500	昭和62年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	1,325,861	昭和61年度及び昭和62年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
林道事業費補助	742,000	昭和61年度及び昭和62年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沿岸漁場整備開発事業費補助	1,678,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	281,100	昭和 61 年度	昭和 62 年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖 縄 開 発 庁 海 岸 事 業 費 補 助	270,100	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
漁 港 修 築 費 補 助	702,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
公営住宅建設事業費補助 既 定	5,778,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 3 箇年度以内	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	1,394,611	同	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	
改 定	7,172,611	—	—	
水道用水供給施設整備費補助	312,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	水道用水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 営 公 園 整 備	500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	国営沖縄記念公園の施設整備には、多くの日数を要するため
追 加	100,000	同	昭和 62 年度	
改 定	600,000	—	—	
公 園 事 業 費 補 助	585,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
下 水 道 事 業 費 補 助 既 定	780,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	

追加 改定	792,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
土地改良事業費補助	1,572,000	—	—	土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農用地開発事業費補助	1,469,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
林道事業費補助	283,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沿岸漁場整備開発事業費補助	97,000	昭和61年度	昭和62年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
海岸事業費補助	194,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
漁港修築費補助	670,800	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
公園事業費補助	3,434,800	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
廃棄物処理施設整備費補助	45,000	昭和61年度	昭和62年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
土地改良事業費補助	194,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
土地改良事業費補助	1,286,000	昭和61年度	昭和61年度及 び昭和62年度	土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

厚生省	厚生省	林道事業費補助	264,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業費補助	292,000	昭和61年度	昭和62年度	農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水道広域化施設整備費補助	6,027,914	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	水道広域化施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備費補助	3,727,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄海岸保全施設整備事業	100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	岡山地区児島潮閘門基礎工事ほか1件の工事には、多くの日数を要するものがあるため
農林水産省	農林水産省	海岸保全施設整備事業費補助	226,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海岸環境整備事業費補助	10,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		かんがい排水事業費補助	370,706	昭和61年度	昭和61年度以降5箇年度以内	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		追加	4,741,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	
		改定	5,111,706	—	—	
		圃場整備事業費補助	9,486,068	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

諸土地改良事業費補助	4,815,000	昭和61年度及び昭和62年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農道整備事業費補助	5,063,000	昭和61年度及び昭和62年度	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
畑地帯総合土地改良事業費補助	1,606,000	昭和61年度及び昭和62年度	畑地帯総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農村総合整備事業費補助	4,790,000	昭和61年度及び昭和62年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地防災事業費補助	2,927,500	昭和61年度及び昭和62年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地保全事業費補助	1,383,900	昭和61年度及び昭和62年度	農地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
公害対策事業費補助	719,600	昭和61年度及び昭和62年度	公害対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農用地開発事業費補助	1,415,270	昭和61年度及び昭和62年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
干拓等事業費補助	190,000	昭和61年度及び昭和62年度	干拓等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	1,277,000	昭和62年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

林 野 庁	林 道 事 業 費 補 助	3,384,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
	特定森林地域開発林道整備事業費補助	1,922,384	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	特定森林地域開発林道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
水 産 庁	海岸保全施設整備事業費補助	507,900	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
	漁 港 修 築 費 補 助	4,729,200	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
	沿岸漁場整備開発事業費補助	1,298,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
運 輸 省	海岸保全施設整備事業費補助	675,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
	追 加 定 改	1,428,000 2,103,000	同 —	同 —	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
建 設 省	直轄海岸保全施設整備事業	70,000	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	青森海岸は、2 海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	海岸保全施設整備事業費補助	635,500	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
	公営住宅建設等事業費補助	165,549,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	

追 加	6,925,728	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行う ことを要するものがあるため
改 定	172,474,728	—	—	
住宅地区改良事業費補助 既	20,427,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこと を要するものがあるため
追 加	6,525,000	同	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	
改 定	26,952,000	—	—	
国 営 公 園 整 備 既	4,518,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 5 箇年度以内	国営武蔵丘陵森林公園はか6箇所の施設の整備には、多く の日数を要するものがあるため
追 加	1,113,000	同	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	
改 定	5,631,000	—	—	
公 園 事 業 費 補 助 既	15,000,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度以 降 4 箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
追 加	6,085,000	同	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	
改 定	21,085,000	—	—	
下 水 道 事 業 費 補 助 既	63,509,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 5 箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るものがあるため
追 加	43,454,000	同	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	
改 定	106,963,000	—	—	
市街地再開発事業費補助 既	1,473,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭 和 62 年 度	市街地再開発事業には、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこと を要するものがあるため

昭和六十一年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、公共事業関係費、給与改善費、義務的経費、国民健康保険特別交付金及び住宅・都市整備公団補給金等の追加を行う一方、既定経費の節減、国債費の減額及び予備費の減額等の修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、税外収入の増収、前年度剰余金受入及び公債の増発を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、一般公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、昭和六十一年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入	
当初	五四、〇八八、六四三百万円
修正追加	一、七〇二、〇八五百万円
修正減少	△ 一、九六五、九〇〇百万円
計	五三、八二四、八二八百万円
歳出	
当初	五四、〇八八、六四三百万円
修正追加	一、四〇三、四五二百万円
修正減少	△ 一、六六七、二六七百万円
計	五三、八二四、八二八百万円
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	△ 一、一二〇、〇〇〇百万円
2 専売納付金	一、三九七百万円
3 雑収入	△ 一三四、七六〇百万円
4 公債金	五四九、〇〇〇百万円
5 前年度剰余金受入	四四〇、五四七百万円
計	△ 二六三、八一五百万円
歳出	
1 公共事業関係費の追加	五四九、〇二二百万円
(1) 一般公共事業関係費	一三三、〇〇〇百万円
(2) 災害復旧等事業費	四一六、〇二二百万円
2 民間活力活用推進対策費	三、三〇四百万円
3 中小企業等特別対策費	二五、二二六百万円
4 給与改善費	一三三、七九五百万円

5 北洋漁業救済対策費

6 義務的経費の追加

7 国民健康保険特別交付金

8 住宅・都市整備公団補給金等

9 国債整理基金特別会計へ繰入

10 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計へ繰入

11 その他の経費

(1) 国際分担金

(2) 水田利用再編対策費

(3) 大豆及なたね生産者団体等交付金

(4) さけ・ます漁業協力事業費

(5) その他

12 既定経費の節減

13 普通国債償還財源の予算繰入を行わないことによる国債費の減額

14 石油税財源の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計へ繰入の減額

15 地方交付税交付金の減額

16 予備費の減額

計

補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年十一月六日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 砂田 重民

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

昭和六十一年十月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十一年十一月六日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 砂田 重民

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和六十一年十一月六日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 砂田 重民

昭和61年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和61年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び自治省所管

大蔵省所管

大蔵省、通商産業省及び労働省所管

文部省所管

交付税及び譲与税配付金

厚生省所管

造船省、整備局

農林水産省所管

国債整理基金

運輸省所管

石油及び石油代替エネルギー対策

労働省所管

国立学

建設省所管

国立学

建設省所管

国立学

建設省所管

国立学

建設省所管

国立学

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和61年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 昭和61年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金
国立学	「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項	26,000,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」(仮称)	117,300,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	27,000,000

交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金
国立学	「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項	34,000,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	119,200,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	29,200,000

に改める。

第5条 昭和61年度特別会計予算総則第20条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和61年度の国債（昭和61年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律）第2条第1項の規定により発行される国債を含む。）に對する運用「3,600,000,000千円」を「3,869,000,000千円」に改め、同項の表中

を	2	国立学校特別会計	26,000,000千円	0千円
に、	2	国立学校特別会計	34,000,000千円	0千円
を	5	国営土地改良事業特別会計	117,200,000千円	0千円
に、	5	国営土地改良事業特別会計	119,200,000千円	0千円
を	6	空港整備特別会計	27,000,000千円	0千円
に改める。	6	空港整備特別会計	29,200,000千円	0千円

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金 歳 入	他 会 計 よ り 受 入 借 入 金	一 般 会 計 よ り 受 入 借 入 金	0	△450,240,000	△450,240,000
				450,240,000	△450,240,000	△450,240,000
				450,240,000	0	450,240,000
				450,240,000	△450,240,000	450,240,000
		歳 入 補 正 額				0

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昭和六十一年十一月十六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

一九六

歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	△	7,859	△	7,859	△	3,454,141
歳 入	地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入						3,454,141
	112,410	112,410	△	1,066	△	1,066		111,344
歳 入	補 正 額	補 正 額	△	8,925				3,565,485
歳 入	治 山 事 業 費	治 山 事 業 費		0	0	0		3,193,490
歳 入	北 海 道 治 山 事 業 費	北 海 道 治 山 事 業 費		0	0	0		331,555
歳 入	鹿 島 治 山 事 業 費	鹿 島 治 山 事 業 費		0	0	0		40,000
歳 入	沖 縄 治 山 事 業 費	沖 縄 治 山 事 業 費		0	0	0		9,000
歳 入	治 山 事 業 工 事 諸 費	治 山 事 業 工 事 諸 費		365	8,925	8,560	△	8,560
歳 出	補 正 額	補 正 額	△	8,925				3,565,485
歳 出	3,574,410	3,574,410	△	8,925				3,565,485
歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	△	27,989				5,574,447
歳 入	借 入 金	借 入 金		0				5,574,447
歳 入	土地改良事業費負担金等収入	土地改良事業費負担金収入		0				1,900,000
歳 入	補 正 額	補 正 額	△	210				1,369
歳 入	土 地 改 良 事 業 費	土 地 改 良 事 業 費		0				1,369
歳 入	北 海 道 土 地 改 良 事 業 費	北 海 道 土 地 改 良 事 業 費		0				5,241,782
歳 入	鹿 島 土 地 改 良 事 業 費	鹿 島 土 地 改 良 事 業 費		0				2,067,686
歳 入	沖 縄 土 地 改 良 事 業 費	沖 縄 土 地 改 良 事 業 費		0				20,000
歳 入	土 地 改 良 事 業 工 事 諸 費	土 地 改 良 事 業 工 事 諸 費		41,875				111,979
歳 入	予 備	予 備	△	255,867				290,286
歳 出	補 正 額	補 正 額	△	297,742				255,867
歳 出	7,773,558	7,773,558	△	297,742				7,475,816

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

二九八

[illegible]

北海 道 街 路 事 業 費		北海 道 街 路 事 業 費	
歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
633,000	0	633,000	0
562,000	0	562,000	0
1,760,933	0	1,760,933	0
1,305,000	0	1,305,000	0
916,682	103,141	813,551	10,356
0	10,356	0	527,133
0	527,133	0	527,133
43,033,579	641,130	47,392,449	
18,172,446	54,650	18,117,796	
18,172,446	54,650	18,117,796	
155,337	20,895	134,442	
155,337	20,895	134,442	
3,962,155	30,073	3,892,082	
3,962,155	30,073	3,892,082	
110,288	2,116	108,172	
110,288	2,116	108,172	
22,400,226	107,734	22,292,492	
11,281,350	0	11,281,350	
2,076,802	0	2,076,802	
2,011,900	0	2,011,900	
84,000	0	84,000	
1,000,059	0	1,000,059	
3,698,947	0	3,698,947	
199,116	0	199,116	

農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 治 山 勘 定	追 加 改 定	12,500,000 60,570,700	同 —	昭和 61 年度 及 び 昭 和 62 年度 —	大学附属病院の施設を緊急に整備するには、多くの日数を要する ものがあるため
	直 轄 治 山 事 業		606,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	鬼怒川地区は、17地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を 要するものがあるため
	国 有 林 野 内 直 轄 治 山 事 業		1,678,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	青森営林局は、7営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事に は、多くの日数を要するものがあるため
	直 轄 地 す べ り 防 止 事 業		388,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	磐井川地区は、10地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要 するものがあるため
	治 山 事 業 費 補 助		5,077,500	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助		986,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	地すべり防止事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
	北 海 道 直 轄 治 山 事 業		43,000	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	石狩川地区は、1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を 要するものがあるため
	北 海 道 国 有 林 野 内 直 轄 治 山 事 業		518,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	北海道営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日 数を要するものがあるため
	北 海 道 治 山 事 業 費 補 助		1,082,000	昭 和 61 年 度	昭 和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	離 島 治 山 事 業 費 補 助		119,900	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
	離 島 地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助		19,000	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るため
	沖 縄 治 山 事 業 費 補 助		65,800	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め

昭和六十一年十一月六日 衆議院会議録第二十二号 昭和六十一年度特別会費補正予算(案)(附第一号)及び回覧古録

11011

国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
	平川農業水利事業五所川原幹線用水路第三期建設工事	500,000	昭和61年度	昭和62年度	平川農業水利事業五所川原幹線用水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
	平川農業水利事業五所川原幹線用水路第四期建設工事	500,000	昭和61年度	昭和62年度	平川農業水利事業五所川原幹線用水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
	請戸川農業水利事業請戸左岸幹線用水路建設工事	80,000	昭和61年度	昭和62年度	請戸川農業水利事業請戸左岸幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム工事用道路第二期建設工事	210,000	昭和61年度	昭和62年度	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム工事用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
	山海農業水利事業山海ダム付替道路建設工事	210,000	昭和61年度	昭和62年度	山海農業水利事業山海ダム付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
	山海農業水利事業導水隧道工事用道路建設工事	50,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	山海農業水利事業導水隧道工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
	会津宮川農業水利事業新宮川ダム付替道路第2号隧道建設工事	765,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	会津宮川農業水利事業新宮川ダム付替道路第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
	田沢疏水農業水利事業左岸幹線愛宕隧道建設工事	480,000	昭和61年度	昭和62年度及び昭和63年度	田沢疏水農業水利事業左岸幹線愛宕隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
	小田川農業水利事業新河排水路第三期建設工事	100,000	昭和61年度	昭和62年度	小田川農業水利事業新河排水路の第三期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	中田農業水利事業水管理施設建設工事	118,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	中田農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
	新庄農業水利事業第1号幹線用水路建設工事	160,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	新庄農業水利事業第1号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	電ヶ浦用水農業水利事業基幹線水路第三期建設工事	350,000	昭和61年度	昭和62年度	電ヶ浦用水農業水利事業基幹線水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため

鬼怒中央農業水利事業左岸幹線水路板戸隧道の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	昭和61年度	188,000	鬼怒中央農業水利事業左岸幹線水路板戸隧道建設工事
伊那西部農業水利事業第二揚水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	60,000	伊那西部農業水利事業第二揚水機場第二期建設工事
牧之原農業水利事業牧之原揚水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	昭和61年度	188,000	牧之原農業水利事業牧之原揚水機場第二期建設工事
新津郷農業水利事業小向揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度及び昭和62年度	昭和61年度	150,000	新津郷農業水利事業小向揚水機場建設工事
氷見農業水利事業幹線導水路工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	昭和61年度	70,000	氷見農業水利事業幹線導水路工事用道路建設工事
氷見農業水利事業農地開発免余川団地の造成工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	昭和61年度	60,000	氷見農業水利事業農地開発免余川団地造成工事
氷見農業水利事業上庄幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	50,000	氷見農業水利事業上庄幹線用水路建設工事
氷見農業水利事業第4号林道の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	50,000	氷見農業水利事業第4号林道建設工事
西蒲原排水農業水利事業七穂排水機場送電施設の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	280,000	西蒲原排水農業水利事業七穂排水機場送電施設建設工事
西蒲原排水農業水利事業七穂排水機場受電施設の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	昭和61年度	180,000	西蒲原排水農業水利事業七穂排水機場受電施設建設工事
信濃川左岸二期農業水利事業三島町揚水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	91,000	信濃川左岸二期農業水利事業三島町揚水機場第二期建設工事
信濃川下流農業水利事業左岸北潟幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	70,000	信濃川下流農業水利事業左岸北潟幹線用水路建設工事
日野川農業水利事業蔵王タムの建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度	200,000	日野川農業水利事業蔵王タム建設工事

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(第一号)及び関係法律

三〇四

加古川西部農業水利事業赤坂頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	180,000	昭和61年度	加古川西部農業水利事業赤坂頭首工の第二期建設工事
加古川西部農業水利事業大屋頭首工門扉の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	140,000	昭和61年度	加古川西部農業水利事業大屋頭首工門扉建設工事
南紀用水農業水利事業南部幹線水路第8号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	90,000	昭和61年度	南紀用水農業水利事業南部幹線水路第8号隧道建設工事
南予農業水利事業南幹線徳の森隧道の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	200,000	昭和61年度	南予農業水利事業南幹線徳の森隧道建設工事
南予農業水利事業北幹線水路二見工区の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	115,000	昭和61年度	南予農業水利事業北幹線水路二見工区建設工事
南予農業水利事業北幹線水路高見工区工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	70,000	昭和61年度	南予農業水利事業北幹線水路高見工区工事
南予農業水利事業第5号支線水路横平工区の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	52,000	昭和61年度	南予農業水利事業第5号支線水路横平工区建設工事
南予農業水利事業北幹線水路両家サイホンの建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	50,000	昭和61年度	南予農業水利事業北幹線水路両家サイホンの建設工事
耳納山麓農業水利事業合所ダム左岸林道の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	100,000	昭和61年度	耳納山麓農業水利事業合所ダム左岸林道建設工事
上場農業水利事業明月幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	150,000	昭和61年度	上場農業水利事業明月幹線水路建設工事
上場農業水利事業第21号調整池の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	75,000	昭和61年度	上場農業水利事業第21号調整池建設工事
上場農業水利事業農地開発和多田団地の造成工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	75,000	昭和61年度	上場農業水利事業農地開発和多田団地造成工事
菊池台地農業水利事業花岡第1号幹線水路森北工区の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	140,000	昭和61年度	菊池台地農業水利事業花岡第1号幹線水路森北工区建設工事

筑後川下流農業水利事業徳永幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	63,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	筑後川下流農業水利事業徳永幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
筑後川中流農業水利事業思案橋川排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	65,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	筑後川中流農業水利事業思案橋川排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
筑後川下流農業水利事業下久末幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	筑後川下流農業水利事業下久末幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
筑後川下流農業水利事業田川・城島利幹線水路第二期建設工事には、多くの日数を要するため	115,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	筑後川下流農業水利事業田川・城島利幹線水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
川辺川農業水利事業農地造成工事には、多くの日数を要するため	70,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	川辺川農業水利事業農地開発入城迫団地の造成工事には、多くの日数を要するため
国営農用地開発事業屏風山開拓建設事業第 8 工区その 1 の造成工事には、多くの日数を要するため	160,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	屏風山開拓建設事業農地開発富海第 3 工区その 1 の造成工事には、多くの日数を要するため
入戸平原開拓建設事業農地開発第 8 工区その 7 の造成工事には、多くの日数を要するため	100,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	入戸平原開拓建設事業農地開発第 8 工区その 7 の造成工事には、多くの日数を要するため
母畑開拓建設事業農地開発第 6 工区冠石団地の造成工事には、多くの日数を要するため	175,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	母畑開拓建設事業農地開発第 6 工区冠石団地の造成工事には、多くの日数を要するため
郡山東部開拓建設事業農地開発第 2 工区その 3 の造成工事には、多くの日数を要するため	160,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	郡山東部開拓建設事業農地開発第 2 工区その 3 の造成工事には、多くの日数を要するため
郡山東部開拓建設事業農地開発第 9・10 工区の造成工事には、多くの日数を要するため	100,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	郡山東部開拓建設事業農地開発第 9・10 工区の造成工事には、多くの日数を要するため
矢吹開拓建設事業第 4 工区その 3 の区画整理工事には、多くの日数を要するため	100,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	矢吹開拓建設事業第 4 工区その 3 の区画整理工事には、多くの日数を要するため
矢吹開拓建設事業第 4 工区その 2 の区画整理工事には、多くの日数を要するため	90,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	矢吹開拓建設事業第 4 工区その 2 の区画整理工事には、多くの日数を要するため

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号)及び同報告書

三〇六

矢吹開拓建設事業農地開発第2工区その2の造成工事	90,000	昭和61年度及び昭和62年度	矢吹開拓建設事業農地開発第2工区その2の造成工事には、多くの日数を要するため
矢吹開拓建設事業農地開発第6工区その11の造成工事	90,000	昭和61年度及び昭和62年度	矢吹開拓建設事業農地開発第6工区その11の造成工事には、多くの日数を要するため
那須野原開拓建設事業戸田東用水路その2の建設工事	90,000	昭和61年度及び昭和62年度	那須野原開拓建設事業戸田東用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
那須野原開拓建設事業運野沢工区の区画整理工事	80,000	昭和61年度及び昭和62年度	那須野原開拓建設事業運野沢工区の区画整理工事には、多くの日数を要するため
堀那台地開拓建設事業上川井幹線道路の建設工事	50,000	昭和61年度及び昭和62年度	堀那台地開拓建設事業上川井幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
飯山開拓建設事業岡山幹線道路第1号橋梁橋脚の建設工事	130,000	昭和61年度及び昭和62年度	飯山開拓建設事業岡山幹線道路第1号橋梁橋脚の建設工事には、多くの日数を要するため
苗場山麓第一開拓建設事業農地開発相吉山工区の造成工事	110,000	昭和61年度及び昭和62年度	苗場山麓第一開拓建設事業農地開発相吉山工区の造成工事には、多くの日数を要するため
苗場山麓第二開拓建設事業農地開発倉保原工区その2の造成工事	100,000	昭和61年度及び昭和62年度	苗場山麓第二開拓建設事業農地開発倉保原工区その2の造成工事には、多くの日数を要するため
下田開拓建設事業農地開発第4工区その5の造成工事	100,000	昭和61年度及び昭和62年度	下田開拓建設事業農地開発第4工区その5の造成工事には、多くの日数を要するため
下田開拓建設事業農地開発第4工区その4の造成工事	80,000	昭和61年度及び昭和62年度	下田開拓建設事業農地開発第4工区その4の造成工事には、多くの日数を要するため
能登中央開拓建設事業農地開発第9工区その37の造成工事	75,000	昭和61年度及び昭和62年度	能登中央開拓建設事業農地開発第9工区その37の造成工事には、多くの日数を要するため
珠洲開拓建設事業支線道路第2号その3の建設工事	130,000	昭和61年度及び昭和62年度	珠洲開拓建設事業支線道路第2号その3の建設工事には、多くの日数を要するため
南知多開拓建設事業農地開発新池・中根団地その2の造成工事	130,000	昭和61年度及び昭和62年度	南知多開拓建設事業農地開発新池・中根団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため

南知多開拓建設事業大湊団地畑地かんがい施設建設工事	70,000	昭和61年度及び昭和62年度	南知多開拓建設事業大湊団地畑地かんがい施設の建設工事には、多くの日数を要するため
御浜開拓建設事業農地開発上市木団地その6の造成工事	150,000	昭和61年度及び昭和62年度	御浜開拓建設事業農地開発上市木団地その6の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発内記団地その2の造成工事	230,000	昭和61年度及び昭和62年度	丹後東部開拓建設事業農地開発内記団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業農地開発俵野団地その1の造成工事	200,000	昭和61年度及び昭和62年度	丹後西部開拓建設事業農地開発俵野団地その1の造成工事には、多くの日数を要するため
北淡路開拓建設事業農地開発浅野南団地その1の造成工事	60,000	昭和61年度及び昭和62年度	北淡路開拓建設事業農地開発浅野南団地その1の造成工事には、多くの日数を要するため
北淡路開拓建設事業北淡第1団地畑地かんがい施設建設工事	40,000	昭和61年度及び昭和62年度	北淡路開拓建設事業北淡第1団地畑地かんがい施設の建設工事には、多くの日数を要するため
五条吉野開拓建設事業農地開発火打団地その6の造成工事	150,000	昭和61年度及び昭和62年度	五条吉野開拓建設事業農地開発火打団地その6の造成工事には、多くの日数を要するため
大和高原北部開拓建設事業奈良第4工区御影団地の区画整理工事	100,000	昭和61年度及び昭和62年度	大和高原北部開拓建設事業奈良第4工区御影団地の区画整理工事には、多くの日数を要するため
大和高原南部開拓建設事業農地開発橋原第2工区福西団地の造成工事	40,000	昭和61年度及び昭和62年度	大和高原南部開拓建設事業農地開発橋原第2工区福西団地の造成工事には、多くの日数を要するため
横田開拓建設事業農地開発横田第6団地の造成工事	120,000	昭和61年度及び昭和62年度	横田開拓建設事業農地開発横田第6団地の造成工事には、多くの日数を要するため
大邑開拓建設事業農地開発第7団地の造成工事	130,000	昭和61年度及び昭和62年度	大邑開拓建設事業農地開発第7団地の造成工事には、多くの日数を要するため

100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	広島中部台地開拓建設事業農地開発篠原山団地その5の造成工事には、多くの日数を要するため
100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	豊北開拓建設事業農地開発大代大庭団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため
120,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	高知西南開拓建設事業農地開発弁根団地の造成工事には、多くの日数を要するため
100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	高知西南開拓建設事業農地開発本田団地の造成工事には、多くの日数を要するため
100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	北海道国営かんがい排水事業
100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	雨竜川中央農業水利事業導水幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
480,000	昭和61年度	昭和62年度	音江山農業水利事業エルムタムの建設工事には、多くの日数を要するため
300,000	昭和61年度	昭和62年度	高岡ソシヅ農業水利事業望来タムの建設工事には、多くの日数を要するため
500,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	南美原農業水利事業南美原揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
200,000	昭和61年度	昭和62年度	篠津中央農業水利事業八幡第一排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
242,000	昭和61年度	昭和62年度	余市農業水利事業余市タムの第四期建設工事には、多くの日数を要するため
120,000	昭和61年度	昭和62年度	錦農業水利事業カシニ幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
300,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	共和農業水利事業共和タムの建設工事には、多くの日数を要するため

北岡農業水利事業 北岡幹線排水路建設工事	60,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	北岡農業水利事業北岡幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
三石農業水利事業 三石ダム洪水吐建設工事	180,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	三石農業水利事業三石ダム洪水吐の建設工事には、多くの日数を要するため
西川農業水利事業 西川別幹線排水路第二期建設工事	90,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	西川農業水利事業西川別幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
シラウ農業水利事業 シラウ幹線排水路第二期建設工事	50,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	シラウ農業水利事業シラウ幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
ペーバン農業水利事業 ペーバンダム第三期建設工事	590,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	ペーバン農業水利事業ペーバンダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため
木高農業水利事業 木高川幹線排水路建設工事	50,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	木高農業水利事業木高川幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
活汲農業水利事業 活汲沢幹線排水路建設工事	60,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	活汲農業水利事業活汲沢幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
西湧農業水利事業 センサイ川幹線排水路建設工事	60,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	西湧農業水利事業センサイ川幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
上田農業水利事業 上田牧場川幹線排水路建設工事	100,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	上田農業水利事業上田牧場川幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
上居辺農業水利事業 上居辺幹線排水路建設工事	50,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	上居辺農業水利事業上居辺幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
知地帯総合土地改良 パイロット事業				
しるがね農業水利事業 しるがね支線排水路建設工事	60,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	しるがね農業水利事業しるがね支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
しるがね農業水利事業 しるがねダム管理橋下部工建設工事	50,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	しるがね農業水利事業しるがねダム管理橋下部工の建設工事には、多くの日数を要するため
北見農業水利事業 北見水路管理用道路建設工事	70,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	北見農業水利事業北見水路管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため

小清水農業水利事業緑タムの建設工事には、多くの日数を要するため	小清水農業水利事業緑タムの建設工事	500,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	小清水農業水利事業緑タムの建設工事には、多くの日数を要するため
小清水農業水利事業農地開発小清水工区の第二期造成工事には、多くの日数を要するため	小清水農業水利事業農地開発小清水工区第二期造成工事	227,000	昭和61年度	昭和62年度	小清水農業水利事業農地開発小清水工区の第二期造成工事には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業卯原内ダム仮排水隧道の建設工事には、多くの日数を要するため	西網走農業水利事業卯原内ダム仮排水隧道の建設工事	130,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	西網走農業水利事業卯原内ダム仮排水隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業農地開発多山工区の第二期造成工事には、多くの日数を要するため	西網走農業水利事業農地開発多山工区第二期造成工事	120,000	昭和61年度	昭和62年度	西網走農業水利事業農地開発多山工区の第二期造成工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業第14号道路の建設工事には、多くの日数を要するため	御影農業水利事業第14号道路建設工事	60,000	昭和61年度	昭和62年度	御影農業水利事業第14号道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地開発事業	北海道国営農用地開発事業				
北雨開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため	北雨開拓建設事業農地開発その2の造成工事	80,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	北雨開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
栗沢東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため	栗沢東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事	60,000	昭和61年度	昭和62年度	栗沢東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
新十津川西部開拓建設事業北限加川排水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	新十津川西部開拓建設事業北限加川排水路その2の建設工事	60,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	新十津川西部開拓建設事業北限加川排水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
ワイヌ開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため	ワイヌ開拓建設事業農地開発その1の造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	ワイヌ開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
穂丹・古平開拓建設事業草地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため	穂丹・古平開拓建設事業草地開発その2の造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	穂丹・古平開拓建設事業草地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
五里沢開拓建設事業第8号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	五里沢開拓建設事業第8号支線道路建設工事	40,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	五里沢開拓建設事業第8号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
今金東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため	今金東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事	70,000	昭和61年度	昭和62年度	今金東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため

七飯開拓建設事業農地開発その2造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	七飯開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
三石中央開拓建設事業農地開発その2造成工事	50,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	三石中央開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
春日開拓建設事業農地開発その4造成工事	100,000	昭和61年度	昭和62年度	春日開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
下川開拓建設事業農地開発その2造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	下川開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
江丹別開拓建設事業第1号幹線道路その3建設工事	80,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	江丹別開拓建設事業第1号幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
音威子府開拓建設事業農地開発その8造成工事	60,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	音威子府開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
当麻開拓建設事業農地開発その4造成工事	64,000	昭和61年度	昭和62年度	当麻開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
共成越開拓建設事業農地開発その4造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	共成越開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓建設事業暗渠排水その2建設工事	50,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	サロベツ第1開拓建設事業暗渠排水その2の建設工事には、多くの日数を要するため
延東部開拓建設事業第1号幹線道路橋梁下部建設工事	80,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	延東部開拓建設事業第1号幹線道路橋梁下部の建設工事には、多くの日数を要するため
天塩高台開拓建設事業農地開発その2造成工事	60,000	昭和61年度	昭和62年度	天塩高台開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
松山中央開拓建設事業第1号幹線道路その1造成工事	50,000	昭和61年度	昭和62年度	松山中央開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
豊富開拓建設事業第1号幹線道路建設工事	100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	豊富開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業雑用水施設その2建設工事	100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	浜頓別開拓建設事業雑用水施設その2の建設工事には、多くの日数を要するため

滝上開拓建設事業第2号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	180,000	滝上開拓建設事業第2号幹線道路その2の建設工事
豊北開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	100,000	豊北開拓建設事業農地開発その2の造成工事
古舞開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	100,000	古舞開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事
更別開拓建設事業第1号排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	40,000	更別開拓建設事業第1号排水路の建設工事
更別開拓建設事業第13号排水路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度	40,000	更別開拓建設事業第13号排水路の建設工事
北門開拓建設事業第5号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	100,000	北門開拓建設事業第5号幹線道路の建設工事
芽登開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため	昭和62年度	80,000	芽登開拓建設事業農地開発その1の造成工事
西別開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	60,000	西別開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事
磯分内開拓建設事業西熊牛排水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	80,000	磯分内開拓建設事業西熊牛排水路その2の建設工事
中標津開拓建設事業草地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	60,000	中標津開拓建設事業草地開発その1の造成工事
音羽開拓建設事業暗渠排水その1の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	51,000	音羽開拓建設事業暗渠排水その1の建設工事
宮良川農業水利事業石垣揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	78,000	宮良川農業水利事業石垣揚水機場の建設工事
宮良川農業水利事業平宮名揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和61年度及び昭和62年度	66,000	宮良川農業水利事業平宮名揚水機場の建設工事

運 輸 省	港 湾 整 備	事業名		昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
		追加	改定			
運輸省	港湾整備補助	宮良川農業水利事業バンナ揚水機場建設工事		61,000	昭和61年度及び昭和62年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
		名蔵川農業水利事業名蔵頭首工建設工事		105,000	昭和61年度	昭和62年度
		直轄港湾改修事業		7,920,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
		追加		4,636,000	同	同
		改定		12,556,000	—	—
		港湾改修事業費補助		6,080,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
		追加		3,315,000	同	同
		改定		9,385,000	—	—
		港湾環境整備事業費補助		229,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
		北海道直轄港湾改修事業		2,000,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度及び昭和63年度
運輸省	港湾整備補助	追加		6,756,000	同	同
		改定		8,756,000	—	—
		北海道港湾改修事業費補助		49,000	昭和61年度	昭和62年度
		北海道港湾環境整備事業費補助		5,000	昭和61年度	昭和62年度

宮良川農業水利事業バンナ揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
名蔵川農業水利事業名蔵頭首工の建設工事には、多くの日数を要するため

伏木富山港は、27港及び関門航路の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため

港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

函館港は、18港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

離島直轄港湾改修事業	100,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するため
離島港湾改修事業費補助	2,683,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島港湾環境整備事業費補助	6,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄直轄港湾改修事業	1,700,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	那覇港はか1港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
追加工定	1,580,000	同	同	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追加工定	3,280,000	—	—	
沖縄港湾改修事業費補助	774,000	昭和61年度	昭和62年度	
空港整備	7,011,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	東京国際空港の整備には、多くの日数を要するため
追加工定	7,550,000	同	昭和61年度以降3箇年度以内	
追加工定	14,561,000	—	—	
空港整備事業費補助	150,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道空港整備	1,000,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	
追加工定	1,576,000	同	同	
追加工定	2,576,000	—	—	新千歳空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため

建設省 道路整備	北海道空港整備事業費補助	72,800	昭和 61 年度	昭和 62 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	鹿島空港整備事業費補助	1,204,800	昭和 61 年度	昭和 62 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	沖縄空港整備	772,300	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため
	沖縄空港整備事業費補助	181,845	昭和 61 年度	昭和 62 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄道路新設及び改良事業	98,147,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5 箇年度以内	一般国道静岡 1 号三ヶ野高架橋(その 3)ほか 207 箇所の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
	追 加	49,923,000	同	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	
	改 定	148,070,000	—	—	
	直轄道路共同溝事業	10,136,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 箇年度以内	一般国道京都 1 号共同溝ほか 5 箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
	追 加	1,366,000	同	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	
	改 定	11,502,000	—	—	
	直轄道路修繕事業	1,700,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道青森 4 号馬門修繕ほか 15 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
	一般国道改修費補助	14,654,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5 箇年度以内	
	追 加	14,629,000	同	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	改 定	29,283,000	—	—	

地方道改修費補助	既 定	16,305,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度 以 降 5 箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	追 加	23,622,000	同	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	
北海道直轄道路改築事業	改 定	39,927,000	—	—	一般国道 5 号朝里橋ほか 77 箇所及び道道 夕張芦別線桂沢大橋ほか 11 箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	既 定	7,144,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度 以 降 5 箇年度以内	
北海道直轄道路修繕事業	追 加	21,273,000	同	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道 12 号忠和修繕ほか 13 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
	改 定	28,417,000	—	—	
北海道地方道改修費補助	既 定	2,000,000	昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	追 加	7,077,000	同	同	
土地区画整理事業費補助	改 定	7,299,000	—	—	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	既 定	2,970,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度 以 降 4 箇年度以内	
	追 加	5,484,000	同	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	
	改 定	8,404,000	—	—	

街路事業費補助 既 定	43,822,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 5 箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加	21,554,000	同	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	66,376,000	—	—	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道土地区画整理 事業費補助	198,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	
北海道街路事業費補助	517,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度 以降 4 箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加	3,689,000	同	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	4,216,000	—	—	
離島道路事業費補助	576,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
既 定	3,037,000	同	同	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加	3,613,000	—	—	一般国道 58 号屋敷比満(その 2)ほか 8 箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
改 定	2,140,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩直轄道路改築事業	117,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	
沖繩一般国道改修費補助	864,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び 昭和 62 年度	
沖繩地方道改修費補助				
既 定				

追加 改定	1,435,000 2,299,000	昭和61年度 —	昭和62年度 —	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため
沖繩土地区画整理事業費補助	1,318,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため
沖繩街路事業費補助	187,000	昭和61年度	昭和62年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため
道路改築附帯工事 既定	17,717,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道京都1号共同溝ほか6箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道三重42号松阪橋ほか3箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
追加 改定	1,180,000 18,897,000	同 —	昭和61年度及び昭和62年度 —	
治水 治水勘定	直轄河川改修事業 既定	昭和61年度	昭和61年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか58河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追加 改定	10,592,000 60,882,000	同 —	昭和61年度及び昭和62年度 —	
直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	既定	昭和61年度	昭和62年度及び昭和63年度	鳴瀬川ほか3河川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するものがあるため
追加 改定	2,132,000 2,450,000 4,582,000	昭和61年度 同 —	昭和62年度及び昭和63年度 昭和61年度及び昭和62年度 —	

直轄河川環境整備事業		既 定	160,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年 度 以 降 4 箇年度以内	相模川はか8河川の浄化事業及び多摩川はか10河川の河道整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
追 加		348,000	同	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度		
改 定		508,000	—	—	—	
河川改修費補助		既 定	3,377,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 5 箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加		4,870,000	同	同	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	
改 定		8,247,000	—	—	—	
都市河川改修費補助		既 定	9,862,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 5 箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加		4,397,000	同	同	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	
改 定		14,159,000	—	—	—	
河川激甚災害対策特別緊急事業補助		既 定	829,200	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
準用河川改修費補助		既 定	32,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年 度 以 降 4 箇年度以内	
追 加		100,000	同	同	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定		132,000	—	—	—	
北海道直轄河川改修事業		既 定	2,000,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年 度 以 降 4 箇年度以内	

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

三三〇

追加	6,580,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	石狩川は、18河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
改定	8,580,000	—	—	
北海道直轄河川環境整備事業	388,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	石狩川は、1河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道河川改修費補助	2,287,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道都市河川改修費補助	322,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島河川改修費補助	430,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖繩河川改修費補助	308,700	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖繩都市河川改修費補助	19,000	昭和61年度	昭和62年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄流況調整河川事業	10,841,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	利根川・那珂川龍ヶ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
追加	130,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	
改定	10,771,000	—	—	
河川総合開発事業費補助	41,540,000	昭和61年度	昭和61年度以降5箇年度以内	

追加	2,986,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	44,476,000	—	—	
治水ダム建設事業費補助				
既定	10,068,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追加	926,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	
改定	10,994,000	—	—	
北海道河川総合開発事業費補助				
既定	1,862,000	昭和61年度	昭和62年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄砂防事業				
既定	3,719,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	最上川水系ほか27水系の砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
追加	4,769,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	
改定	8,478,000	—	—	
直轄地すべり対策事業				
既定	422,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	最上川豊牧地区ほか5地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
砂防事業費補助				
既定	346,500	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追加	7,146,220	同	昭和61年度及び昭和62年度	
改定	7,492,720	—	—	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助				
既定	44,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

地すべり対策事業費補助	既 定	追 加	改 定	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内 昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度
地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助	200,560	988,500	1,184,060	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内 昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄砂防事業	351,000	475,000	825,000	昭和61年度	昭和62年度以内 昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	地すべり激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道砂防事業費補助	1,267,200			昭和61年度	昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道地すべり対策事業費補助	8,800			昭和61年度	昭和62年度	昭和62年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島砂防事業費補助	347,400			昭和61年度	昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島地すべり対策事業費補助	5,500			昭和61年度	昭和62年度	昭和62年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄砂防事業費補助	271,800			昭和61年度	昭和61年度及び 昭和62年度	昭和61年度及び 昭和62年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

特定多目的ダム建設工事助定	多目的ダム建設事業費補助	多目的ダム建設事業	昭和61年度	昭和62年度	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
球磨川・辺川ダム建設工事	既 定	2,770,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	球磨川・辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
菊池川・南門ダム建設工事	改 定	3,950,000	—	—	菊池川・南門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
岩木川・浅瀬石川ダム建設工事	追 加	770,000	同	同	岩木川・浅瀬石川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
阿賀野川・大川ダム建設工事	改 定	6,780,000	—	—	阿賀野川・大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
小瀬川・弥栄ダム建設工事	既 定	842,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年度以内	小瀬川・弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加	追 加	390,000	同	同	追 加
改 定	改 定	1,232,000	—	—	改 定

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

三二四

最上川寒河江ダム建設工事	既 定	2,270,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加	100,000	同	昭 和 62 年 度		
改 定	2,370,000	—	—	—	
相模川宮ヶ瀬ダム建設工事	既 定	1,500,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年 度 及 び昭和 63 年 度	相模川宮ヶ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するのため
追 加	2,642,000	同	同	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	
改 定	4,142,000	—	—	—	
雄物川玉川ダム建設工事	既 定	4,345,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するのため
追 加	220,000	同	同	昭 和 62 年 度	
改 定	4,565,000	—	—	—	
芦田川入田原ダム建設工事	既 定	2,700,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 及 び昭和 62 年 度	芦田川入田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加	900,000	同	同	同	
改 定	3,600,000	—	—	—	
阿武隈川七ヶ宿ダム建設工事	既 定	1,810,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加	100,000	同	同	昭 和 62 年 度	
改 定	1,910,000	—	—	—	

利根川渡良瀬遊水池総合開発建設工事	既 定	800,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	利根川渡良瀬遊水池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事 には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	1,060,000 1,860,000	同 —	同 —	
大井川長島ダム建設工事	既 定	3,820,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するものがあるため
	追 加	125,000	同	昭和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	
太田川温井ダム建設工事	改 定	3,945,000	—	—	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	既 定	4,000,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年 度 以 降 4 箇年度以内	
黒部川宇奈月ダム建設工事	追 加 改 定	150,000 4,150,000	同 —	昭 和 62 年 度 —	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するものがあるため
	既 定	1,980,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 以 降 3 箇年度以内	
加古川加古川大堰建設工事	追 加	1,140,000	同	昭和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	加古川加古川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	改 定	3,070,000	—	—	
	既 定	1,950,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年 度 及 び 昭 和 62 年 度	
	追 加 改 定	350,000 2,300,000	同 —	同 —	

昭和六十一年十一月六日 衆議院会議録第二十二号 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号)及び同報告書

三二六

赤川月山ダム建設工事					
既 定	3,900,000	昭 和 61 年 度	昭和61年度以降4箇年度以内	赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	
追 加	100,000	同	昭 和 62 年 度		
改 定	4,000,000	—	—	庄内川小里川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
庄内川小里川ダム建設工事	401,000	昭 和 61 年 度	昭和61年度及び昭和62年度		
吉野川富郷ダム建設工事				吉野川富郷ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
既 定	2,850,000	昭 和 61 年 度	昭和62年度及び昭和63年度		
追 加	300,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	渡川中筋川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
改 定	3,150,000	—	—		
渡川中筋川ダム建設工事				渡川中筋川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
既 定	1,730,000	昭 和 61 年 度	昭和62年度及び昭和63年度		
追 加	250,000	同	昭和61年度及び昭和62年度	阿武隈川楮上川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
改 定	1,980,000	—	—		
阿武隈川楮上川ダム建設工事	150,000	昭 和 61 年 度	昭和62年度	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
北海道多目的ダム建設事業					
後志利別川美利河ダム建設工事	1,600,000	昭 和 61 年 度	昭和61年度及び昭和62年度		
既 定					
追 加	1,306,000	同	同		
改 定	2,906,000	—	—		

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び歳入税配付金特別会計、国債整理基金特別会計等の十六特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国立学校特別会計等七特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 交付税及び歳入税配付金特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	一六、四三六、三〇九	一六、三六六、二〇九
補正追加	四五〇、二四〇	〇
修正減少	△ 四五〇、二四〇	〇
計	一六、四三六、三〇九	一六、三六六、二〇九

2 国債整理基金特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	三三、六一二、七三六	三三、六一二、七三六
補正追加	一、五八九、六九六	一、五八九、六八一
修正減少	△ 七二二、二一八	△ 七二二、二〇三
計	三四、四九〇、二一四	三四、四九〇、二一四

3 国立学校特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	一、六七五、四五六	一、六七五、四五六
補正追加	二四、七三三	二四、七三三
修正減少	△ 一一、二三二	△ 一一、二三二
計	一、六八七、九四七	一、六八七、九四七

4 厚生保険特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	五、七二八、七五五	五、七二八、七五五
補正追加	一三、九六七	〇
修正減少	△ 三四八、五〇五	△ 三四九、〇三六
計	五、三九四、二一七	五、三七九、七一九

(1) 健康勘定

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	四三三、七五〇	四三三、七五〇
補正追加	一、一一五	一、一一五

(2) 業務勘定

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	四三三、七五〇	四三三、七五〇
補正追加	一、一一五	一、一一五

修正減少

5 労働保険特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	一、九九六、五七四	一、九九六、五七四
補正追加	三、〇四三	七九、三二六
修正減少	〇	△ 七六、二八三
計	一、九九九、六一七	一、九九九、六一七

6 道路整備特別会計

当 初	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	二、七一九、九六九	二、七一九、九六九
補正追加	四七、四九五	四八、〇三三
修正減少	△ 一〇三	△ 六四一
計	二、七六七、三六一	二、七六七、三六一

以上のほかに、造幣局特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計のうち石油及び石油代替エネルギー勘定、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計のうち業務勘定、国有林野事業特別会計のうち治山勘定、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計のうち港湾整備勘定、空港整備特別会計及び治水特別会計の補正を行っている。

また、国庫債務負担行為の追加を行うのは、国立学校特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年十一月六日

予算委員長 砂田 重民

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和六十一年十一月六日

衆議院会議録第12号

告書

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書 昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

三三八

昭和61年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 補 正

次に掲げる各政府関係機関の昭和61年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国 民 金 融 公 庫
中 小 企 業 金 融 公 庫

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
国 民 金 融 公 庫	事 業 益 金 入 雑 収 入	事 業 益 金	0	△ 25,795,150	△ 25,795,150
		一般会計より受入	6,447,351	△ 218,448	6,228,903
		雑収	5,787,000	0	5,787,000
		雑収補正額	660,351	0	660,351
支 出		事業損金	6,447,351	△ 26,013,598	△ 19,566,247
		事業補正額	495,301	△ 20,009,306	△ 19,514,005
		事業費	0	△ 230,000	△ 230,000
		事業支出	495,301	△ 20,239,306	△ 19,744,005
中 小 企 業 金 融 公 庫	事 業 益 金 入 雑 収 入	事業益金	0	△ 32,798,853	△ 32,798,853
		一般会計より受入	8,348,682	△ 110,790	8,237,902
		雑収	5,841,000	0	5,841,000
		雑収補正額	0	△ 46,812	△ 46,812

三一九

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合
五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特

別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定地域」とは、その地域内に所在する事業所の事業活動に占める特定事業所の事業活動が相当程度の割合であり、かつ、これらの特定事業所の事業活動の規模が相当程度である地域であつて、これらの特定事業所の事業活動に支障が生じており、その地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められるもので政令で定めるものをいう。

3 前項の「特定事業所」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品若しくはその業種に属する事業の目的たる役務に対する需要が著しく減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその業種に属する事業の目的物たる物品の供給が著しく困難となり、若しくは困難となる見通しがあるため、その業種に属する事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種に属する事業を行う事業所をいう。

4 第二項の政令は、この法律に基づく中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置と別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置との総合的かつ効果的な実施に資するため、その定めようとする地域及びその近隣の地域における離職者の発生状況、雇用

の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

(承認)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者のために実施する新商品又は新技術の研究開発その他の新たな事業の分野への進出に関する事業、人材の養成その他の事業の合理化に関する事業、事業規模の適正化に関する措置その他の新たな経済的環境に適応するための措置(以下「適応措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該各号に定める者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 特定地域内に事業所を有する中小企業者であつてその事業活動に支障を生じているもの(以下「特定中小企業者」という。)のうち前条第一項第六号に掲げる者であるもの以外のもの

二 特定中小企業者のうち前条第一項第六号に掲げる者であるもの、その者又はその直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)である特定中小企業者

三 前条第一項第六号に掲げる者であるもの(前号に掲げる者を除く。)のうちその構成員の三分の二以上が特定中小企業者であるもの、その構成員である特定中小企業者

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

一 適応措置の目標

二 適応措置の内容及び実施時期

三 適応措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 前項第二号又は第三号に掲げる者(以下「特定組合」という。)が新たな事業の分野への進出に関する事業又は事業の合理化に関する事業(以下「新分野進出事業等」という。)に必要な試験研究費に充ててためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その計画が、当該計画に係る特定中小企業者が最近における内外の経済的事業情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第四条 国及び都道府県は、前条第一項の承認を受けた中小企業者(以下「承認中小企業者」という。)が当該承認に係る計画(以下「承認計画」という。)を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第五条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、特定地域内に事業所を有する中小企業者で当該特定地域を指定する第二条第二項の政令の施行の日(以下「指定日」という。)の前にその貸付けを受けたものが第三条第一項の承認を受けた場合に於ける当該中小企業者に対するもの(特定地域内に事業所を有する中小企業者で同法第三条第一項第二号の貸付機関から指定日の前に同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を受けたものが第三条第一項の承認を受けた場合における当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に充てるため貸付機関に貸し付けたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

(特定地域関係保証についての中小企業信用保険法の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定地域関係保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者が承認計画を実施するのに必要な資金に係るもの又は特定組合がその構成員たる承認中小企業者に対してその者の承認計画の実施に必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、特定地域ごと政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第一号)第六条第一項に規定する特定地域関係保証(以下「特定地域関係保証」という。))に係る保険価額の合計額とがそれぞれ	特定地域関係保証に係る保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第二項	保険価額の合計額が
特定地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	特定地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の二第三項、第三条の三第三項	当該債務者
特定地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	特定地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、特定地域関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険及び新技術企業化保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定地域関係保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(試験研究費に充てるための負担金等についての課税の特例)

第七条 第三条第一項の承認を受けた特定組合(以下「承認特定組合」という。))が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 承認特定組合が承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し新分野進出事業等に必要試験研究費に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法の定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 承認特定組合が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、承認計画で定める新商品又は新技術の研究開発に用いて行ふ試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(特定地域における工場の新増設の促進等)

第八条 国は、特定地域における工場の新増設を促進することにより特定地域内の中小企業者の新たな経済的環境への適応に資するため、特定地域における工場の新増設の円滑な推進のため、必要資金の確保に努めるものとする。

第九条 特定地域以外の地域内に所在する事業用資産を譲渡して特定地域内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

2 特定地域内において製造の事業の用に供する

設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(特別土地保有税等の特例)

第十条 特定地域内の中小企業者の新たな経済的環境への適応に資するため、特別土地保有税及び事業所税について、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところにより必要な措置を講ずる。

(関連施策についての配慮等)

第十一条 国は、特定中小企業者のための下請取引の広域的あつせんの実施のための助成を強化する等、中小企業に関連する施策の実施に際し、特定中小企業者の新たな経済的環境への適応に特に配慮するとともに、公共事業の実施に関し、特定地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加えるものとする。

(関係地方公共団体の施策)

第十二条 関係地方公共団体は、国の施策と相まって、中小企業者の新たな経済的環境への適応その他の特定地域における経済の安定を図るための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第十三条 国及び都道府県は、特定中小企業者又は特定組合に対し、新分野進出事業等の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国際経済環境等の考慮)

第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定中小企業者が適切に新たな経済的環境に適応することができるように努めるものとする。

(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、承認中小企業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時まで第六条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の廃止)

第三条 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)は、廃止する。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の廃止)

第四条 前条の規定による廃止前の特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(以下「旧地域法」という。)第三条第一項又は第二項の認定を受け、た者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長並びに当該認定を受けた者及び旧地域法第三条の第二項第四号に規定する認定組合等に関する特定地域関係保証についての中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

第五条 前条の規定による改正後の租税特別措置

2 旧地域法第三条の第二項の承認を受けた者

に關する同項の実施計画の変更の承認及び取消し、旧地域法第六條第五項に規定する中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号) 第二項第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区、」を削る。

第十八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四十五条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二條第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区、」を削る。

第五十二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十六条の十第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の租税特別措置

法(以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。)第十二条第一項の規定は、次項に定める場合を除き、個人がこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、旧地域法第二条第三項に規定する特定地域(以下この条において「旧特定地域」という。)において取得等をする改正前の租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)第二条第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とあるのは、「旧特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)第二条第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とする。

3 個人が、改正前の租税特別措置法第十八条第一項第四号に規定する実施計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に支出する同号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

4 改正後の租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、次項に定める場合を除き、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 法人が、施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、旧特定地域において取得等をする改正前の租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とあるのは、「旧特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とする。

6 法人が、改正前の租税特別措置法第五十二条第一項第四号に規定する実施計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に支出する同号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

7 改正前の租税特別措置法第六十六条の十第一項第四号に掲げる認定組合等が、施行日前に同号に規定する承認を受けた同号の実施計画において定められた同号に掲げる固定資産で同項の試験研究用資産に該当するものを施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作した場合における法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第七條 地方税法の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項中第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とする。

第七百一条の四 第十三第一項	(事業に係る事業所税に 関する部分に限る。以下 次項までにおいて同じ。)
第七百一条の四 第十三第二項	第七百一条の三十四 第一項

附則第三十二条の三第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に、「前条第一項若しくは第二項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 前条の規定による改正前の地方税法第五

附則第三十二条の三第一項中「次項及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」を「附則第三十二条の三第二項から第五項まで」に改め、同条第七百一条の四十一第一項及び第二項の項中「附則第三十二条の三第一項若しくは第二項」を「附則第三十二条の三第一項」に改め、同条第七百一条の四十三第一項の項及び第七百一条の四十三第二項の項を次のように改める。

(事業に係る事業所税に
関する部分に限る。以下
次項までにおいて同じ。)
又は附則第三十二
条の三第一項
第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三
第一項
百八十六條第二項第十三号の二に規定する認定
組合等が同号に規定する承認を受けた同号の実
施計画に従つて実施する同号の新分野開拓事業
等若しくは同号の規定により新分野開拓事業等
に係るものとして定められた事業の用に供する
土地又はその取得に対して課する特別土地保有
税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法附則第三
十二条の三第二項に規定する認定組合等が同項

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号

特定地域中小企業対策臨時措置法案及び同報告書

三三四

に規定する承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等の用に供する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法附則第三十二条の三第一項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「同条第三項」を「附則第三十二条の三第二項」に、「以下第七項まで」を「以下第五項まで」に、「次項から第七項まで」を「次項から第五項まで」に改める。

（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正）

第十条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6 労働大臣は、第一項第二号の政令の制定又は改正の立案に当たっては、この法律で定め

る特別の措置と別に講ぜられる中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置との総合的かつ効果的な実施に資するよう配慮するものとする。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十一条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の六を次のように改める。

七の六 特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）の施行に關すること。

理 由

最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定の地域において中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている状況にかんがみ、これらの中小企業者の新分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするため、中小企業信用保険の特例その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定地域中小企業対策臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年六月三十日まで廃止するものとされている現行の特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法を吸収し、特定の地域

において事業活動に著しい支障が生じている中小企業者の新分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするため、中小企業信用保険の特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定の地域において、中小企業者の事業活動に著しい支障が生じており、かつ、雇用事情が著しく悪化している状況にかんがみ、これらの中小企業者について新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずること等により、別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相まって、これらの地域における経済の安定等に寄与することを目的とする。

2 特定事業所及び特定地域の定義

この法律において、「特定事業所」とは、最近の内外の経済的事情の変化により需要が減少し、又は供給が著しく困難となる等のため、事業活動に支障が生じている事業所をいい、「特定地域」とは、その地域内において相当程度の割合を占める等の特定事業所の事業活動に支障が生じており、その地域内の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる地域で政令で定めるものをいう。

3 適応措置に関する計画の承認等

特定地域内の中小企業者等は、新たな事業

分野への進出、事業の合理化、事業規模の適正化等の新たな経済的環境に適応するための適応措置に関する計画を作成し、都道府県知事に提出し、適当である旨の承認を受けることができる。

4 資金の確保及び中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長

国及び都道府県は、承認を受けた中小企業者に対し、計画実施に必要な資金の確保に努めるものとし、都道府県は、特定地域の指定日前に貸し付けた中小企業近代化資金については、その償還期間を三年を限度として延長することができる。

5 特定地域関係保証についての中小企業信用保険法の特例

承認を受けた中小企業者が承認計画を実施するのに必要な資金に係る保証を特定地域関係保証として特例措置を設け、（一）付保限度額を普通保険（七千万円、組合一億四千万円）、無担保保険（二千万円）、特別小口保険（三百万円）について同額で別枠とする。（二）でん補率を百分の八十とする。（三）保険料率を通常の率の三分の二以内で政令で定めるものとする。

6 課税の特例

（一）承認を受けた事業協同組合等が承認を受けた計画で定める賦課の基準に基づいて構成員たる中小企業者に対し負担金を賦課し

たとき及び当該負担金により、試験研究用固定資産を取得したときは、租税特別措置法により、(1)その負担金について特別償却を行うことができる。(2)その負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例があるものとする。(3)その試験研究用固定資産に係る所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(二) 特定地域内の中小企業者の新たな経済的環境への適応に資するため、特別土地保有税及び事業所税について、地方税法の定めるところにより必要な措置を講ずる。

7 特定地域における工場の新増設の促進等
国は、特定地域における工場の新増設の円滑な推進のための財政上の措置、資金の確保に努めるものとし、租税特別措置法の定めるところにより、事業用資産を買換えた場合には課税の特例の適用があるものとし、新増設設備については特別償却を行うことができ

8 関連施策についての配慮等

(一) 国は、中小企業に関連する施策の実施に際し特定地域の事業活動に支障を生じている中小企業者の新たな経済的環境への適応に特に配慮するとともに、公共事業の実施に際し特定地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加えるものとする。

(二) 関係地方公共団体は、国の施策と相ま

て、特定地域における経済の安定を図るための施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

9 その他

指導及び助言、国際経済環境等の考慮、報告の徴収、罰則等について必要な規定を設ける。

10 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(二) 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法は、廃止する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済事情の著しい変化にかんがみ、特定の地域において事業活動に著しい支障が生じている中小企業者が分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同藤原ひろ子君外一名より特定地域を定めるにあつての都道府県知事の意見の聴取等と内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、田村通商産業大臣より、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

中小企業信用保険公庫出資に必要な経費として、昭和六十一年度一般会計補正予算に八十五億円が計上されている。

昭和六十一年十一月五日

商工委員長 佐藤 信二

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

特定地域中小企業対策臨時措置法案に対する附帯決議

政府は本法施行に当たり、最近の内外の経済環境の著しい変化に伴う中小企業の深刻な実情にかんがみ、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定地域の指定に当たっては、経済活動及び雇用状況の悪化が集中的にあらわれている地域を弾力的に指定するよう配慮すること。

二 特定中小企業者等の適応措置に関する計画の作成に際しては、当該事業者が雇用される労働者の意見を聴き、雇用安定の確保を期するよう指導すること。

三 都道府県知事の適応措置に関する計画の承認については、地域の実情等に応じ弾力的に対応し得るよう承認基準の策定に配慮すること。

四 適応措置に関する計画の承認を受けた中小企業者に対する融資制度については、超低利の融資制度の趣旨が十分生かされるよう融資基準の策定に配慮するとともに、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく事業転換に対する融資制度の運用の改善についても検討すること。

なお、中小企業金融については、公定歩合の引下げが適切に反映されるよう配慮すること。

五 特定地域に対する公共事業の重点配分については、その実効をあげるよう十分配慮するとともに、官公需の発注に当たつても、可能な限り特定地域の中小企業者に対し優先的に行うよう努めること。

六 特定地域の企業誘致の促進を図るため、必要な助成措置の拡充について検討すること。

七 一般的な雇用情勢、特に特定地域の雇用情勢の実情にかんがみ、関係機関の連携を一層緊密化し、雇用対策に万全を期するよう措置すること。

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十一年十月三十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三六

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 昭和六十三年三月三十一日までの間において政令で定める日までに倒産関連保証(第三

条の二第一項に規定する債務の保証であつて、第二条第四項第一号、第二号又は第五号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条の規定にかかわらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條の二第一項	第三條の二第二項
倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額が一千万円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円
当該保証をした借入金金の額が一千万円(当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金金の額がそれより二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から

附則第三項から第五項までを削る。

(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正)

第二条 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項、第三條の三第一項	第三條の二第二項、第三條の三第二項
倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円
当該保証をした借入金金の額が一千万円(当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金金の額がそれより二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から

第十一條第一項の表中

を

第三條の二第一項	第三條の二第二項	第三條の三第一項	第三條の三第二項
倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額がそれより二千万円及び一千万円
当該保証をした借入金金の額が一千万円(当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金金の額がそれより二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金金の額がそれより二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金金の額がそれより二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から

に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済的事務の著しい変化等によりその経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき倒産関連保証及び国際経済関連保証に係る無担保保険の付保限度額を緊急に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済的事務の著しい変化等によりその経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通の円滑化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の一部改正
中小企業信用保険法の倒産関連保証のうち、取引の相手方たる事業者の倒産、事業活

動の制限及び製品の需要の減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者についての無担保保険の付保限度額の別枠を臨時に(昭和六十三年三月三十一日までの間に政令で定める日まで)一千万円増額して二千万円とする。

2 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の国際経済関連保証についての無担保保険の付保限度額の別枠を一千万円増額して二千万円とする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、担保力不足の中小企業者に対する新たな資金需要の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

中小企業信用保険公庫出資に必要な経費として、昭和六十一年度一般会計予算に十一億円が計上されている。
右報告する。

昭和六十一年十一月五日

商工委員長 佐藤 信二

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院会議録第八号中正誤

べ段行誤 正
二三四 政策 施策
三 はにつきました はにつきました

昭和六十一年十一月六日 衆議院會議録第十二号

三三八

明治三十五年三月三十一日
第三編 郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大内)
〒 105

定価一部
三三〇円